令和６年第４回広野町議会定例会会議録目次

第１日　　１２月１２日（木曜日）

○議事日程 ……１
○出席議員 ……１
○欠席議員 ……１
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ……１
○本会議に出席した事務局職員 ……２
○開会の宣告 ……３
○会議録署名議員の指名 ……３
○会期の決定 ……３
○諸般の報告 ……３
○町長の町政全般について経過報告 ……４
○監査委員報告 ……１１
○委員会報告 ……１２
○一般質問 ……１２
　渡　邉　忠　義　君 ……１２
　北　郷　伯　弘　君 ……２０
　遠　藤　　浩　君 ……２２
　高　木　光　雄　君 ……３２
○散会の宣告 ……４２
○署名 ……４３

第２日　　１２月１３日（金曜日）

○議事日程 ……４５
○出席議員 ……４５
○欠席議員 ……４５
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ……４５
○本会議に出席した事務局職員 ……４６
○開議の宣告 ……４７
○会議録署名議員の指名 ……４７
○議案第６７号　広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例 ……４７
○議案第６８号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 ……４８
○議案第６９号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……４９
○議案第７０号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ……４９
○議案第７１号　工事請負契約の締結について ……５０
○議案第７２号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第６号） ……５２
○動議の提出 ……６０
○議案第７３号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号） ……６５
○議案第７４号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第３号） ……６６
○議案第７５号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） ……６７
○議案第７６号　令和６年度広野町下水道事業会計補正予算（第１号） ……６８
○委員会の閉会中の継続調査の申出について ……６９
○閉会の宣告 ……６９
○署名 ……７１

第 4 回 定 例 町 議 会

(第　1　号)

令和６年第４回広野町議会定例会会議録（第１日）

令和６年１２月１２日（木曜日）午前９時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　町長の町政全般について経過報告
日程第　５　監査委員報告
日程第　６　委員会報告
日程第　７　一般質問

○出席議員（８名）

１番	西本　久雄　君	２番	渡邉　忠義　君
３番	高木　光雄　君	４番	渡邉　正俊　君
５番	西内　玄太　君	６番	北郷　伯弘　君
７番	遠藤　　浩　君	８番	門馬　まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　　智	君
副町長	杉浦　孝幸	君
教育長	根本　良政	君
参事兼総務課長	飯島　洋一	君
参事兼 復興企画課長	小松　和真	君
産業振興課長	黒田　泰将	君
建設課長	松本　周次	君
参事兼 環境防災課長	遠藤　義宏	君
健康福祉課長	佐藤　尚文	君
参事兼 こども家庭課長	坂本　　淳	君

参事兼 町民税務課長	猪	狩	裕	一　君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智恵子	君
教育次長兼 学校教育課長	加	賀	博	行　君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介　君
代表監査委員	鯨	岡	公	一　君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏　君
議会事務局書記	黒	田	峻	介　君

○開会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第４回広野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

５番　西　内　玄　太　君

６番　北　郷　伯　弘　君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、去る12月３日開催の広野町議会運営委員会に諮問いたしたところ、本日から12月13日までの２日間とする答申がありましたので、本日から12月13日までの２日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から12月13日までの２日間とすることに決しました。事務局をして議事の日程表を配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（渡邉正俊君）　今期定例会の議事日程はお手元に配付のとおりでありますが、事務局長をして報告いたさせます。

（報告する。）

○諸般の報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、諸般の報告をいたします。

今まで議長宛て提出されました例月現金出納検査報告、令和６年第４回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会議決書、令和７年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い、学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い、臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国

への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出について、国に対し「選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を求める意見書」提出についての陳情、国に対し「女性差別撤廃条例選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情、これらについてはお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○町長の町政全般について経過報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、町長の町政全般について経過報告を行います。

町長、登壇を願います。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　おはようございます。

本定例会に提出しました議案を審議いただくに当たり、令和６年第３回定例会以降における町政の経過をご報告申し上げます。

初めに、議会事務局であります。

10月28日、岩手県葛巻町議会輝くふるさと常任委員会が行政視察研修のため、広野町を訪れました。研修は、令和５年５月25日に締結した岩手県葛巻町と広野町における「特産品振興・観光交流に関する協定」に基づき、広野町における取組やＪヴィレッジを拠点とするスポーツ交流の推進、地域特産品の開発、地域公共交通活性化事業等について、現地視察を行いながら研修を実施しました。葛巻町からは鈴木町長、鈴木議長、辰柳輝くふるさと常任委員長、議会議員８名、事務局２名が来町されました。

次に総務課です。

９月21日、行政区長会議を開催しました。令和６年度における広野町の重点事業進捗状況と要望、質問への対応等について説明を行いました。行政区長の皆様からいただきました貴重なご意見を施策に反映し取り組んでいきます。

９月30日、被災地復興の展望に向けて、“広野町復興創生の日”記念式典を、森まさこ参議院議員、復興庁福島復興局長、福島県相双地方振興局長、広野町議会議長並びに議会議員、行政区長、町民の方など約80名参加の下、広野町公民館大会議室で挙行しました。式典において、「福島の復興と廃炉の展望」と題し、早稲田大学国際学術院・大学院アジア太平洋研究科教授松岡俊二様から基調講演をいただきました。

10月15日告示、10月27日投票の日程で第50回衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されました。投票率向上に向け、防災行政無線及び広報車による定期的な広報活動を行いました。投票率は、衆議院総選挙小選挙区で56.85％、比例区で56.83％、最高裁判所裁判官国民審査で56.70％

となりました。

10月19日、行政区長による中間貯蔵施設見学会を実施しました。参加された行政区長からは土壌貯蔵方法や再資源化などへの質問があり、現地視察を通じて、中間貯蔵施設及び復旧に向けた取組への理解が深まりました。

10月27日、生活環境の美化と保全、地域コミュニティー再生を目的とした行政区クリーンアップ作戦を実施しました。多くの町民の皆様にご参加いただき、町内各地の環境美化に取り組みました。

10月31日、広野町行政機構改革検討委員会委員長の副町長より町長へ提言書の手交が行われました。同委員会は、課長補佐相当職職員を中心とした17名の委員で構成されており、効率的な行政執行を行うことを目的として、計６回の委員会を開催し、提言書の取りまとめを行いました。

次に復興企画課です。

９月14日、「ふたばワールド2024ｉｎひろの」が二ツ沼総合公園内の特設会場において、土屋品子復興大臣はじめ、国・県等、多くの来賓者を迎え盛大に開催されました。当日は小雨模様でしたが、地元団体の迫力ある芸能披露や歌手、物まねタレントのステージ、ふたばの大鍋の振る舞いがあり、参加町村の地元産野菜や特産品の販売、ＰＲブースが出店され、約4,500名の入場がありました。

10月４日、広野夢大使である平井元喜様が表敬訪問され、祖父である平井康三郎氏が作詞し、額賀誠志氏が作曲した童謡「とんぼのめがね」の生誕地である箒平地区を視察しました。平井様はピアニストとして世界中で活躍しており、このたびの訪問に先立ってイギリスロンドンで開催したチャリティーコンサートの売上げの一部を浄財としてご寄附いただいております。また、こども園にも立ち寄り、自ら電子ピアノをお弾きくださり、園児と一緒に「とんぼのめがね」を歌われました。

10月12日、第27回ひろの童謡まつり音楽祭が童謡夢大使真理ヨシ子様ほか、日本童謡協会所属の歌手の皆様、広野こども園の園児、広野小・中学校の児童・生徒、ふたば未来学園、合唱団「めじろたち」、今回が初めての参加となる福島県庁混声合唱団「きびたき」を加えた出演者、兵庫県たつの市からは教育長様、議会議長様らをご招待申し上げ、約600名の来場者の皆様のもとに開催しました。音楽祭では、たつの市と広野町から生まれた同様を歌い継ぐとともに、童謡文化の継承を図るとともに、童謡による町づくりをより一層推進させるべく取り組みました。

10月13日、秋季広野町長杯パークゴルフ大会レッドカップが開催され、町内外から約150名の参加の下、日頃のプレーの成果を発揮しようと熱戦が繰り広げられました。当日は秋晴れの絶好のコンディションの下、参加者はベストスコアを目指し熱戦が繰り広げられました。難コースにおいても、ホールインワンを複数記録する等盛り上がりました。

10月26日、広野スタイル2024を開催し、会場の二ツ沼総合公園には、ＦＭＸ（フリースタイルモトクロス）の迫力あるショーを見るため約1,500名の来場者がありました。会場では、様々なスポーツイベントや体験型アトラクション、キッチンカーや物販ブースが立ち並び、多くの家族連れで

にぎわいました。

11月６日、伊藤忠彦復興大臣、輿水恵一復興副大臣が来訪され、この機を捉え、大臣、副大臣に対し、町と議会の合同要望書を渡邉議長と共に手交しました。大臣並びに副大臣とは、就任の挨拶の後今後の復興事業の方向性について意見交換をいたしました。第２期復興・創生期間が来年度で終了することから、第２期以降の予算の確保について強く要望しました。

また、庁舎１階において、集まった職員らに向け、大臣より復興事業へのねぎらいと激励のお言葉をいただきました。

11月11日、第30回廃炉・汚染水・処理水対策福島協議会がいわき市ワシントンホテルを会場に開催されました。本来であれば岩田和親経済産業副大臣が議長として参加するところ、国会出席の必要性から辻本圭助経済産業省福島復興推進グループ長を議長代理として、15市町村長、県漁業組合連合会、県商工会連合会、原子力対策本部廃炉・汚染水・処理水対策チーム、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、復興庁などの関係機関、東京電力ホールディングス株式会社廃炉推進カンパニー、福島復興本社の事業者、総勢50名が出席しました。広野町は、適正な原子力事故収束を図るためミスを起こさない組織運営、将来人材の育成を念頭にした体制づくりを求めました。

11月18日、いわきスポーツクラブ「いわきＦＣ」が活躍しているＪ２リーグシーズン終了に伴い、大倉智代表、田村雄三監督、所属選手及びスタッフら総勢33名が、ホームタウンへ今シーズンの結果報告に来訪されました。広野町から、来シーズンの活躍を祈念し広野産とんぼのめがね米を贈呈しました。

12月６日、大串正樹経済産業副大臣兼原子力災害現地対策本部長が、就任挨拶のため来訪されました。第２期復興・創生期間後の支援体制、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出、燃料デブリの取り出しなど確実な廃炉と住民理解の醸成、自立・帰還支援企業立地補助金の継続について、町と議会との合同要望書を渡邉議長と共に手交しました。

次に健康福祉課です。

10月８日、「広野町戦没者追悼式」を挙行し、ご遺族並びにご来賓参列の下、戦没者のご冥福を祈念するとともに恒久平和をお誓いいたしました。

11月２日、「ひろの秋祭り」の一環として、広野町中央体育館において、「健康まつり」を開催しました。広野町食生活改善推進協議会による減塩の啓発や、ふくしま心のケアセンターによるアルコールに関する啓発、血圧測定や体組成測定結果などを使用し、生活習慣改善に関する健康相談を実施したほか、放射線健康対策事業として原子力安全研究協会のホールボディカウンター積載の大型バスによる内部被曝検査を実施しました。

また、「生活習慣病とどのように向き合うか」を演題とした「医療法人社団養高会　高野病院理事長　小澤典行様」による健康講演会を開催し、約30名の参加者が、町の健康課題に合わせた講話を熱心に聞いていました。

次にこども家庭課です。

10月５日、広野こども園の運動会を広野町中央体育館において開催しました。当日はあいにくの雨となりましたが、体育館内は子供たちの歓声と熱気に包まれました。

11月11日、こども園幼年消防クラブによる防火パレードが、広野駅前通りにおいて行われました。当日は、広野こども園、広野町消防団をはじめ富岡消防署楢葉分署、双葉警察署の皆さんも参加し、園児たちは手に持った拍子木を鳴らしながら、地域住民への火の用心を呼びかけました。

11月15日、学校法人昌平黌いわき短期大学附属幼稚園と広野こども園との連携協力協定に基づき、大学講師とゼミ生による園児の運動能力測定を実施しました。測定結果を基に園児たちの運動能力の現状を把握し、今後の運動や遊びについて検討いたします。

11月28日、児童館において避難訓練を実施しました。当日は、地震災害に対する意識を高めるため、地震体験車を活用し地震の揺れを疑似体験しました。児童たちは、これまで映像などで見てきた地震の様子を実際に体験することで、身近なこととして捉えることができました。

12月７日、広野こども園の発表会を開催しました。保護者の皆様には多数ご来園いただき、園児たちは踊りや劇など日々の練習の成果を元気よく披露しました。

次に環境防災課です。

９月19日、午前零時に、広野町は「交通事故死亡者ゼロ2,000日」を達成し、同月24日に関根昌典福島県相双地方振興局長から表彰状が伝達されました。復興に向かう中で、改めて交通安全を期していくため、平成26年７月17日に「交通事故死亡者ゼロ3,000日」を達成した際に夕筋地区に設置した交通啓発看板を、11月13日に桜田地区の国道６号線付近に移設・新築しました。

９月21日から９月30日にかけ、役場前交差点において、秋の全国交通安全運動の取組として、国道６号を通行するドライバーと通学時の児童生徒に対して、特別職及び管理職による立哨活動を行い、９月24日と30日には職員総出で横断幕やプラカードを掲げ、交通事故防止啓発活動を実施しました。

９月22日、広野町中央体育館において、森まさこ参議院議員をはじめ、多くのご来賓のご臨席をいただき、令和６年広野町消防団・婦人消防隊秋季検閲式を挙行しました。消防団の厳格な規律や団結力を高め、町民の生命、財産を守ることを念頭に、広野町消防団、婦人消防隊、株式会社ＪＥＲＡ広野火力発電所自衛消防隊、総勢49名の参加の下行いました。

10月21日、「災害時における消防活動の支援に関する協定」に基づく合同訓練をＪＦＡアカデミー福島柊寮において実施しました。この協定は、令和元年９月に広野町、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、株式会社ＪＥＲＡ広野火力発電所の３者により締結されたもので、広野内等において、風水害、地震等の災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、広野町及び双葉地方広域市町村圏組合消防本部からの要請により、株式会社ＪＥＲＡ広野火力発電所が保有する人員及び消防車両を提供し、消火及び避難誘導などの消防活動を支援するというものです。３者合同による

訓練は今回が初めてとなり、当日は大規模な地震によりＪＦＡアカデミー福島の学生寮で火災が発生した想定の下、総勢40名が参加し、災害発生時における指揮系統の連携訓練並びに放水訓練を行いました。

10月23日、広野町と学校法人沼津学園は、杉山盛雄理事長出席の下、包括連携協定を締結しました。同学園の桐陽高校と飛龍高校の生徒は、震災以降、河津桜の植樹など、計16回本町を訪ね、町民との交流を深めてきました。両者の友好的な交流をさらに進めることで、防災教育を基軸とした相互連携と地域間交流が促進されることから、包括的な連携の下、災害、教育、文化、地域づくりなどの分野において相互に協力し、地域の発展及び人材の育成に寄与することを目的として協定の締結に至りました。

10月29日、広野町安心・安全ネットワーク会議を開催し、交通事故防止対策、地震・津波避難訓練、秋の全国火災予防運動について会員企業に協力を求めました。９月18日、10月29日、11月27日、広野町安心・安全ネットワーク会議立哨活動を国道６号役場前交差点等で実施し、ドライバーに安全運転への注意喚起を促しました。

11月10日、築地ケ丘公園、折木地区集会所及び中央体育館において、震災後10回目となる地震・津波避難訓練を実施しました。今年は津波浸水想定区域だけにとどまらず、余震等による家屋の倒壊や土砂災害への警戒を想定して町内全域を対象とし、住民、企業、消防団、婦人消防隊、関係機関など140名の参加をいただき、避難者誘導訓練、駅東側オフィスビル及びホテルでの垂直避難訓練、無人航空機ドローンを活用した情報収集訓練、炊き出し訓練、福島県危機管理課によるＡＲ体験など19種目の訓練を実施し、防災関係機関相互の連携強化と住民の防災意識の高揚を図りました。

11月16日、地球温暖化対策の一環として、ごみの減量化・再資源化を目的に家庭で不要になった小型家電や白物家電、古着のイベント回収を行いました。役場駐車場に特設コーナーを設け、使用済み小型家電や白物家電1,480キログラムと古着460キログラムを回収しました。

11月24日、ひろの防災緑地において、広野町消防団による山林火災を想定した「つなぎ放水訓練」を実施しました。当日は、消防団員50名、消防車両13台の参加の下、自然水利を活用した延長距離1,600メーターに及ぶ中継送水訓練に取り組みました。あわせて無人航空機ドローンを活用した火災現場の情報収集訓練も実施しました。火災が発生しやすい時期を迎え、町民の安寧な生活の営みに向け、消防団員が厳格な規律・士気及び迅速な行動・動作で基本に忠実な操作により、機械器具への精通を深めました。

次に産業振興課です。

９月11日、福島県において町内全域より３点を抽出し検査した令和６年産米の放射性物質検査結果が公表され、全て測定基準値以下となり、広野産米の安心・安全が確保されました。

９月28日、福井県大野市において開催された第35回巨木を語ろう全国フォーラム福井・大野大会に参加し、大会旗を引き継ぎました。このフォーラムは、東日本大震災を乗り越えた経験とともに、

森林の大切さや美しい里山の魅力を全国に発信し、自然環境保全のための普及啓発を図ることを目的として開催します。来年５月の開催に向けて、11月28日に第１回実行委員会を開催しました。

11月２日、広野町公民館駐車場において、秋の風物詩となる「ひろの秋祭り」の一環として、農業団体、商業団体などの協力により収穫祭を開催しました。飲食物の販売や地元野菜の無料配布など、町内外から訪れた約1,000名の皆様にお楽しみいただきました。

11月15日、二ツ沼総合公園において、岩手県葛巻町と広野町の特産品振興・観光交流に関する協定に基づき、広野町の観光資源を活用し、葛巻町民と広野町民の住民相互の友好交流を図るためのパークゴルフ交流会を開催しました。当日は、葛巻町・広野町パークゴルフ協会会員45名が参加し、男女混合のグループでコースを回り、パークゴルフを通して相互に交流を深めました。

11月19日、広野町役場前において、ふるさと応援寄附金の納税者に対する返礼品として特別栽培米コシヒカリ「とんぼのめがね米」の発送式を執り行い、寄附金を寄せていただきました全国９名の納税者の皆様に向け第１便を発送しました。12月４日現在、全国９都道府県から20件の申込みをいただいており、納税者の方に向けて発送いたします。

11月19日、中央台みかんの丘において、広野こども園児55名、12月３日、広野町児童館の児童22名が参加し、「みかん狩り」を開催しました。冬でも温暖な本町の気候から取れるミカンを子供たちはふるさとの味として楽しみました。

今年は例年と比較して不作となったため、町民の「みかん狩り」は中止としました。

12月６日、７日、山梨県北杜市において開催された「第26回米・食味分析鑑定コンクール国際大会ｉｎ北杜」を、副町長と広野町認定農業者協議会会員６名が視察を行いました。当該大会は、令和８年度は中通り地方、令和９年度は会津地方、令和10年度は双葉地方において開催予定となっており、今回の視察は、地元開催に向けて会場の雰囲気や、良質の米を生産するための技術習得の必要性などを確認でき、有意義なものとなりました。

次に建設課です。

町道北釜・大谷地原線道路改良舗装工事につきましては、施工延長約160メーター区間の両側側溝の敷設が11月14日に完了しました。引き続き路盤と舗装の施工及び道路附属物設置を予定しております。

町道田戸作線道路舗装工事につきましては、令和６年９月26日に工事請負契約を締結し、延長約605メーターの舗装工事のため、準備工として下層路盤の敷きならしを進めています。

中央台１号線道路改良舗装工事につきましては、延長127.2メーター区間の道路改良舗装工事を進めており、工期につきましては、２月14日完了予定となっております。現時点において上層路盤を施工しており、引き続き表層工及び防護柵等の設置を進めてまいります。

次に学校教育課です。

10月26日、広野小学校において学習発表会を実施しました。「発表会　協力し合えば　何でもで

きる」をスローガンに、昇龍太鼓の演奏、各学年の発表、全校合唱に取り組み、練習した成果を遺憾なく発表しました。

11月１日、第27回広蛍祭を広野中学校で開催しました。「ＦＩＲＥ輝く舞台へ」をスローガンに、生徒たちは、総合学習の発表、合唱発表、昇龍太鼓、全生徒で披露する広中ソーランに真剣に取り組みました。

小学校５年生、６年生の54名は、11月13日から14日、中学校１年生、２年生の69名は、12月11日から12日に、異文化交流体験事業として、天栄村にあるブリティッシュヒルズにおいて、イギリス文化と英語を用いたコミュニケーションについて学んできました。英語のみを使ったゲームや日常英会話などを通じた、「パスポートのいらない英国生活」を体験しました。

11月30日、ふるさと創造学サミットがふたば未来学園を会場に開催されました。「ふるさと創造学」は、双葉郡８つの町村が共に取り組む、地域の「ひと」「もの」「こと」を題材にした「探求的な学び」であり、広野小学校６年生は、「未来の広野町のためにできることを考えよう」をテーマに調べ学習を実施し、広野中学校１年生は、「ふるさとの魅力を知る」をテーマに地域情報を題材としたかるた作りを行い、広野中学校２年生は、「ふるさとの魅力を伝える」をテーマに実際に職場体験を実施し、広野町のバリアフリーの状況を確認しながら、どのように配慮がなされているか理解を深めました。広野中学校３年生は、「ふるさとを創る」をテーマに地域を豊かにする方法について調査し、それぞれの取組において学んだことや考えについて発表しました。

次に生涯学習課です。

９月15日、第18回市町村対抗福島県軟式野球大会が、福島市信夫ケ丘球場で開催されました。塙町と対戦し、２対３で初戦敗退となりました。

９月28日、ふるさと創生大学において、「筋ジス治療薬の開発と宇宙実験」と題して、東京大学アイソトープ総合センター客員研究員裏出良博先生による講義を実施しました。12名が受講し、難病治療の先進情報と医薬品開発について学びました。

10月５日、第11回市町村対抗福島県ソフトボール大会が、相馬市光陽ソフトボール場で開催されました。石川町と対戦し、２対９で初戦敗退となりました。

10月６日、集団対抗パークゴルフ大会を二ツ沼総合公園パークゴルフ場において、各行政区長のご協力の下86名の参加により開催いたしました。結果は、第２集団が優勝しました。

10月25日、26日の２日間、ふるさと創生大学において、「森のともだち」と題して、広野夢大使である宮城大学教授小沢晴司先生による講義を実施しました。30名が受講し、生物の多様性や環境保全について意識を高めました。翌日には五社山遊歩道においてフィールドワークを実施しました。

11月２日、３日の２日間、ひろの秋祭り「文化展」を開催いたしました。こども園・児童館・広野小中学校・ふたば未来学園の児童生徒の作品をはじめ、各種団体から多くの作品が出品され、来場された皆様にご観覧いただきました。また、広野町文化協会へ加盟している団体による体験コー

ナーが設けられ、呈茶や折り紙・切り絵・アレンジメントフラワーを体験しました。

11月３日、第27回広野町生涯学習発表会を中央体育館において開催しました。文化展と同時開催し、多くの来場者でにぎわう中、出演した８団体が日頃の練習の成果を披露いたしました。

11月９日、ふるさと創生大学において、「見えるがん治療薬ができるまで」と題して、東京大学アイソトープ総合センター客員教授松本博樹先生による講義を実施しました。17名が受講し、最先端のがん治療技術と医薬品開発について学びました。

11月17日、第36回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が、白河市総合運動公園陸上競技場をスタートし、福島県庁をフィニッシュとする16区間、96.3キロメーターで繰り広げられました。広野町チームは日頃の練習の成果を発揮され無事完走し、総合成績においては52チーム中22位、町の部においては28チーム中８位となり、町の部において６年連続７度目の入賞を果たしました。

11月29日、ふるさと創生大学において「高倉城の時代」と題して、広野町教育委員会学芸員による講義を実施しました。25名の受講者の下、高倉城の歴史背景と城跡の構造について学びました。翌日には高倉山遊歩道においてフィールドワークを実施しました。

12月８日、Ｊヴィレッジハーフマラソン2024が開催され、2011年にＦＩＦＡ女子ワールドカップで優勝を果たした元サッカー日本女子代表の宮間選手、鮫島選手、岩渕選手をスペシャルゲストとして迎え、全国から参加した1,650名のランナーが、津波の被害から復旧した沿岸部を駆け抜け、福島の復興の歩みを確かめていました。Ｊヴィレッジハーフマラソンは、震災後の交流人口の拡大や地域振興につなげる「復興マラソン」として誕生して以降、今年で５回目となり、沿道では今年も多くの町民がランナーに拍手や声援を送りました。また、ランナーはゴール後に広野町が用意した振る舞い料理の豚汁を食べ、冷えた体を温めていました。

さて、本定例会にご提案申し上げる案件は、条例案件４件、補正予算案件５件、その他案件１件、合計10件であります。

慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、経過報告といたします。

以上でございます。

○監査委員報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、監査委員より監査報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員　鯨岡公一君登壇〕

○代表監査委員（鯨岡公一君）　おはようございます。監査報告を行います。

監査につきましては、北郷伯弘監査委員と共に実施いたしました。例月現金出納検査につきましては、地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき、８月分を９月20日、９月分を10月18日、10月

分を11月20日に実施いたしました。

検査の結果についてはお手元に配付いたしました資料のとおりであり、基金の預金残高は、各金融機関の預金残高証明書と照合した結果、異状なかったと認めます。

以上、監査報告を終わります。

○委員会報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、委員会報告を議題といたします。

各常任委員会における調査について、委員長より報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会委員長、５番、西内玄太君、登壇を許します。

５番、西内玄太君。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　それでは、総務文教常任委員会報告を行います。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長、６番、北郷伯弘君、登壇を許します。

６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　おはようございます。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○一般質問

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、一般質問を行います。

一般質問は、質問事項ごとに一問一答方式で行っております。

◇　渡　邉　忠　義　君

○議長（渡邉正俊君）　それでは、通告順に従い、一般質問を許可いたします。

２番、渡邉忠義君、一般質問席に移動してください。

２番、渡邉忠義君。

〔２番　渡邉忠義君登壇〕

○２番（渡邉忠義君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めの第１点目でございますが、質問事項として、地域価値を向上させる町づくりの効果的な推進をするための取組についてでございます。要旨につきましては、地域価値を向上させるのには、町に来てくれた人を感動させるストーリーが大切だと考えられています。現代社会では、人々

は感動を求めております。物の機能は変わらなくても、そこに意味が加わることで価値は高まると言われております。つまり広野町の歴史や場所や産物に意味づけを与え、来てくれた人がストーリーを感じられるようになれば、広野町の地域価値を向上させることができると考えております。

広野町のストーリーを考えるとすれば、私は稲作農業だと考えております。広野町の稲作農家はおおよそ折木川、浅見川、北迫川の３河川を利用して米作りをしております。広野の米は昔から食味がよいと評価されており、これも清い水で栽培されたおかげだと思います。また、震災以降、稲作農業の中心は、認定農業者の方々です。広野町は、中山間地域の傾斜地水田のため、稲作の条件としては厳しいものがあります。認定農業者だけでなく、水田地権者も一緒になって、農道や水路の除草などの維持管理に努め、生産者と一体となり、共同作業に取り組んでいるところであります。

このようなことで、現在広野町はふるさと納税返礼品として特別栽培コシヒカリ「とんぼのめがね米」を送付しています。広野町の人々の努力のたまものであり、広野町の自然の恵みと結晶である広野の米には広野町のストーリーが詰まっております。今後の町づくりは、地域資源をより高めると同時に、地域価値を高める必要があります。地域の魅力を商品化するための経済活動も必要と思われます。そこで、ひろのてらす施設で特別栽培米「とんぼのめがね米」を販売してはどうか、町長の見解を伺います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　２番、渡邉忠義議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、地域価値を向上させる町づくりの効果的な推進のための取組であります。

当町では、現在、慣行栽培に比べ、化学合成農薬や化学肥料を５割以上削減して栽培を行っている特別栽培米を推進しています。童謡「とんぼのめがね」が生まれた当町で愛情を込め環境に優しく育てられた特別栽培米コシヒカリを、本年産から「とんぼのめがね米」と名づけ、町の魅力発信のシンボルマークであるＳマークを使用したパッケージに更新しました。日本一美しい日の出の町における清らかな川や広がる田園などの豊かな自然の魅力を全国に発信するため、とんぼのめがね米をふるさと応援寄附金の返礼として活用するとともに、消費拡大に取り組んでいきます。

現在、イオン広野店においてお米を販売する際は、農家から直接仕入れすることはせず、中間事業者を介して仕入れることとしております。とんぼのめがね米の販売について、イオン広野店での販売導入を前向きに検討し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○**２番（渡邉忠義君）**　大変前向きな回答をいただきまして、ありがとうございました。

この地域向上につきましては、私もこの質問は、これ初めてなので、いろいろ検討した結果、町は地域らしい、この地域資源のもととなる素材は何だろうと考えたときに、やっぱり米、稲作だと思っての質問なのであります。私は、20代の頃、既に50年前の話なのですが、広野の米は大変食味がいいという評判もあったのです。それが、当時はいわゆる官能検査、食べてみて検査する。10人くらいのテーブルの中で食べてみて、それで評価したという経緯があったのです。それが、広野町の米は大変おいしいよということがあったのです。そんなことを思い出しまして、やっぱり食味のいい米を、これから地域に価値あるものにしていきたいなというようなことで、しからば昨年、この検査をして、下北迫の方が評価されたのだよという話があったのですが、しからばどこでやっているのだろうということで、普及所に聞きましたらば、これは農協さんでやっているよという報告を受けましたので、早速農協さんに行って確認をさせてもらいました。そうしましたら、今年も昨年の方と、もう一人はここに座っている議長の作った米が大変よかったというふうなお話で、これは稲作部会で取り組みながら、あと認定農業者も今回は出すのですよということをだんだん聞いているうちに、これ今年副町長が行かれたというようなことで、山梨県大会で食味の検査がある。もちろん国際大会という名を打っているみたいなのですが、そこに持って出品するのだという話聞いたのです。それで、これはすばらしい事業取り組むのだな、そしてまた来年、再来年から３年間は福島県に入るのですよと農協職員が言ったものですから、うんと言いながら私もちょっと半信半疑、これ取り組んでいる米・食味鑑定士協会に問合せしました。そうしましたら、やっぱりそのとおりで、令和８年には中通り、そして９年が会津、そして最後の10年、ちょうど30回目がこの浜通りに入るというふうな聞きましたので、私はこれは農家のこれからの生産者のはずみのつく事業に展開されるかなというふうに思っての質問なのであります。

というのは、ここは当然、土地も、対する愛着心が大変農家の方も、町長もご承知のとおり、愛着を持って今農業に取り組む、米作りに取り組んでおります。それで、食味については、当然水と土壌がやっぱり大切だというようなことで、水は先ほど町長も言われたように、この３河川については、町もそうなのでしょうけれども、震災以降、町とＮＰＯ法人の浅見川ゆめ会議、それに合わせて福島高専がお互い連携しながら水の調査を共同で行っているということで、水監視に努めていますというようなことも聞きました。これはすばらしい取組というふうに私も受け止めております。

それと、町は、この中山間地域というようなことで、大変米作をつくっていく上においては厳しい地域なので、これは平成12年、2000年、いわゆる24年間にわたって中山間地域等直接支払制度に基づきまして、今、地権者の農家の方たちも、農道や水路の維持管理ということで草刈りなどに努めているということなのであります。ですから、それらを考えると、やっぱり食味をよくするためには、農家ばかりでなくて、当然地権者、そしてこの川を愛する皆さんのおかげだというふうに思っておりますので、少なくともこれが地域価値につながって進むのではないかというふうに私は思

ったところなのです。

それで、これを、町長、復興庁にこれまで支援をいただいた御礼というのですか、そんなことで、これだけの米を作っているわけですから、いわゆる私的にはこの双葉地方の復興再建米として、自信を持って復興庁に届けられる品物かなというふうに思っているところなのです。

それなので、先ほどひろのてらすの問題もあったのですが、私がこの今回一般質問を出したの12月当初だったものですから、その前の土曜日ちょっと見に行ったらば、イオンのところにはいわきの米は展示されていたのですが、広野は展示されていなかったのです。そんなものだから強気になってこれ出したのですが、ところが７日のときに行ってみたら、広野産コシヒカリというやつがあったのです。そして、裏を見たらばいわきの方が出したというふうなことを見たのですが、これはまた広野町の作られた方のやつを買って、そしてここに広野で出してくれたということで、これもすばらしいことだと思うのです。ですから、それは私はそれなりに、二重に、やはりこれもやっていただければ大変ありがたいのですが。

それと、私の一番言いたいことは、いわゆる私も月２回ほど埼玉県辺りに行って仕事してくるのですが、その際に、東京都内も見てくる際、デパート、百貨店なんかも見るときに、いわゆる米の陳列する場所を見るのですが、見ると茨城、新潟、宮城、山形、秋田、そして北海道、ざっと陳列した。福島の米はない、町長ご承知だろうけれども。これは、私らにとっては、これ非常に、風評被害です、これは。我々のせいでなったわけではなくて、これはあくまでももともとは関東地方に送る電気だったわけでしょう。その関東圏の人たちが、誰も福島県の米は食わない。だから陳列もできない。挙げ句の果て、これまで処理水だったものが、中国さんはホタテは買わないと言ったところ、また買うようになったわけでしょう。逆に福島だけ。日本の方が風評被害をつくっているわけでしょう。ましてや関東の人たちがその米を食ってくれないわけだから。だから、私は、やっぱりここの双葉地方の一番の米をそういうふうに出せる体制を持っているのは広野町だと思うのです。それを、これは経済産業省に行って、この風評被害ではないかって文句を言いたいくらいです。そのところを、今回の中の地域活用やっていくのには、そこを脱皮するのには、やっぱりこれを国のほうに、やっぱりこういう状況なのだと、そして帰ってみれば、やっぱり生産者の方だって、何だ、さっき言った米なんか売っていないではないかという話になるので、これ我々の執行部も議会も一緒になってやっぱりこの辺を打破するのには、ここの広野町から打破するということがやっぱり必要ではないかなというふうに私は思って今回書かせてもらったところなのです。そんなところの町長のご意見があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまの広野産米、とんぼのめがね米の、この流通の在り方について、まず申し上げたいと思います。

とんぼのめがね米が情報発信されてから、このお米をどこで買えるのでしょうかという問合せが

役場に来ております。まず、このご指摘のように、地元のひろのてらす、イオン広野店でしっかりと取り扱っていただくということを取り組んでいきます。あわせて、東京の福島県東京事務所の下で、東京のアンテナショップがあります。その県のアンテナショップをはじめとした、中核なるこの拠点に、広野のその商品を取り扱っていただくよう捉えていきたいということで今、対応に当たっているところでございます。

このブランド化、ブランディングは、農家さんの生産交渉、生産向上によって収益を賄っていく、この広野の水稲栽培を未来に継承していくということの展望であります。このことは、冒頭、今お話しいただきました広野のこの急傾斜地における、この中山間における水稲栽培は、広野町の歴史の礎であります。そのことは、復興から再生するに当たり、広野町の農業は水稲栽培を捉えて、そして特別栽培米という、農水省の規定に基づいた取組をもってして、農家さんが骨折りをかけて、そして付加価値を捉えて今日まで取り組んでいただいてきております。ふるさと納税制度においては、制度設計が変更する中に、そのオファーいただく件数が今下限となっておりますが、また改めて、今お話しいただいております、ご指摘いただいております令和の10年、８年、９年、10年と、中通り、会津地方、浜通りと、浜通りの双葉郡を中心とした、この食味コンクール、全国の国際コンクールに向けて目標を立てて、広野町のとんぼのめがね米、国内はもとより世界へと、今貿易、輸出の制限がかかっている現況にあって、広野町のお米を情報発信していきたいと。その食味というものをしっかりと、このコンクールを通しながらも消費者の方に受け止めていただけるよう、農家の皆さんと共に、生産していく過程において協議をしながら、会話を重ねながら取り組んでまいりたいと、そのように念じております。

たつのの赤とんぼ米が今動いております。そういった取組というものが、同様の里のこの協定から情報を共有しておりますので、そういった付加価値をさらに展望していく、そういったことを大事に捉えていきたいと、そのように思っております。ですので、認定農家さんの皆さんが中心となって、今日までこの営農再開、広野町の復興という大きな展望に向けて礎を培っていただきました。この取組を新たなこの展望に向けて広げていきたいと、そのように考えております。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。今後は、やはり行政と生産者、そしてまた農協さん、あと普及所さんあたりとスクラムを組んで、やっぱり今後の食味を。今のところは北側のほうがかなり優勢なので、浅見川と折木川のほうにもそういう食味のいいものを作れるような展開をしていただくようにお願いをしたいと思うのです。

それで、地域の人たちもこの食味がいいというのは、ある程度精通している農家の方とか、それを話を聞いた人たちが知っているのですが、全体的にどうかということがまだ分からないのですが、ただこれは一つの価値として、広野町の米がやっぱり食味がいいと、これを食べて一生食べていけるのだ、そして挙げ句の果て、亡くなっても仏様にも上げてもらえるのだ、永遠に食味のいい米が

食っていられるということになっていきますので、やっぱりこれはちょっと本気になって、これは農協、農業分野の価値なのでありますが、その辺のところをもっと深く、ここ10年までの間にまた確立した中で、広野町がみんなしておいしい米なのだと自信を持っていただくような事業づくりにしていただければ幸いと思っておるところであります。以上です。よろしくお願いします。

続きまして、２問目でありますが、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の農業をどうしていくか、地域の話し合った計画を見える化するための取組についてでございます。本事業の地域計画策定に当たりましては、各担当者の献身的な取組もいただきまして、心より感謝を申し上げるところであります。

さて、この農業経営基盤強化促進に係る基本方針は、地域将来の農業及び農業経営の展望を示す各種の計画、構想、学識者の分析を参考にし、自らの地域について策定します。また、この農業経営の基本的指標の作成に当たっては、必要な専門的知識を持った普及指導員や公認会計士、税理士などが構成し、十分な検討、議論をされることが望ましいとされております。今回、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づき公表されました折木上地区、折木上、南沢、北沢集落をまとめた結果、農用地の利用区域面積は83.5ヘクタールと決定され、担い手５名で農地集積を図らなければなりません。そこで、同法第32条では、地方公共団体は農業経営の法人化の推進、農業経営の改善を行おうとする法人に対する投資の円滑化、その他の措置を講ずるよう努めるものとするとなっております。今後の農用地を効率的に、かつ総合的に利用目標として、地区には青年就業者などがおり、効率的な農業活動を目指すために法人化が必要不可欠と思っております。法人にすると、複式簿記での記帳が義務づけられ、厳格な財務管理が必要となり、税理士による講習会の開催を講じていただけないかお伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の２番目、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の農業をどうしていくか、地域で話し合った計画を見える化するための取組についてであります。

当方では、意欲ある農業者に対する農用地の利用集積と、これらの農業者の経営管理の合理化の措置を講ずることとしております。そのため、県において法人に関する制度、基礎知識、法人化に向けての心構えなどの各講習会を実施しております。広野町は、福島県相双農林事務所双葉農業普及所など、関係機関と定時的に的確に連携強化をして支援体制を図っております。複式簿記などの簿記などの講習会は、福島県農業経営就農センターが開催するアグリビジネススクールにおいて講習に取り組んでおります。講習受講の体制化に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。私も県でやっている昨年だったら、農業経営・就農支援センターにいろいろと問合せをしたわけですが、アグリビジネスを聞くと、会津と郡山がこれから２日間くらいずつ行う。あとは青色消費税の申告に係る者が、税理士が来てやっていただけるというような話は聞いたのですけれども、いわゆる複式簿記はというか、今の青色申告農家も、農家というか、認定農業者さんが今集約してやっている、認定農業者さんの方も複式簿記が、やっているかというと、なかなかそうやれる時間もないというようなことで、いわゆる自分の支出された領収書か何かを当然税理士に頼んで、それでいわゆる青色申告なものだから、その成果を税理士さんに頼んでいるということなのですよね。そうしますと、やっぱり複式簿記を毎日つけて、いろいろ経営のことを考えるか、一挙にただ領収書持ってぽんと税理士に頼むのでは、それらのことが何も見えてこないのです。それでは今後の法人化に向けてはちょっと寂しい限りだなと思うのです。

それで、法人化法人化って言いますけれども、数が少なくなれば、やっぱり人も必要になってくるわけでありますから。ただ、そのときに人がどういうふうに呼ぶかといっても、何の保証もなければ誰もそこには勤めようとしないわけでありますから、やっぱり法人化することによって、そこの責任者も当然経営も見えてくるだろうし、今後のいわゆる人を囲うか囲うまいかということも、おのずとやっぱり見えてくる部分があるのです。

それで、ちなみに税理士にもちょっと確認したらば、１回当たり１万円くらい取るよということだったのですが、ただ最後の最後で別な考え方すると、やっぱり複式簿記を一人で書けるにはどうなの、１回か２回で書けるの、これ書くの、これは無理でしょうという話なのです。せめて農閑期10月以降から、やっぱり３か月か、週１回の12回、これだと35万円から40万円ぐらいあればできますねということなのです。ですから、やはりそういう若い青年がいるわけですから、やっぱり行政側の支援としては、こういう税理士さんを頼んで、そしてしっかり農業経営をお願いしたいというふうな姿勢もやっぱり俺は必要な気はするのです。だから、もう12回ですよ。３か月毎週やるわけだから、この間、自分も勉強するだろうし。そうすれば、結局おのずと簿記をつける習慣がついてきて、将来は農業経営のほうにも当然対応されるような考え方が出てくるだろうと。そこに今度雇用も生まれてくるだろうというふうに私は思ってはいるのです。そうしない限り、幾ら後継者の皆さん集まってくださいなんて集まることが難しいわけです。だから、やっぱり保証されるような職場でない限りは、なかなか勤める側もやっぱり勤めることはできないわけだから、だから私は少なくとも町としても、そういう人がいるのであれば、せめて、県は県レベルですから、やる回数について、これはしようがないと思います。そこにも参加しますけれども、やっぱり町としても、こういう方が出てきたとすれば、このぐらいの金額であれば年間、予算を組んでやっていただければ、もっとその農業者がやる気になってやっていくのではないかなというふうなことなものですから、その辺のところを町長のご意見をさらにお伺いをしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　この農業経営基盤強化促進法は、昭和55年に施行されたということで、広野町においては平成の時代に農業法人化が立ち上げを捉えながら今日を迎えております。ただいまご指摘いただきましたこれからの新たな若い経営して、今専門農業家として経営していく、その方に向けてということについて、ただいまお話しいただきました郡山と福島においてやっている際には、トータル的にですね、トータル的に複式農業簿記から所得税の青色申告で所得税の源泉徴収から、また法人化に向けての基礎知識、心構えなど、プログラムを組んで取り組んでいるということを念頭として今お答えをしたところでございました。かつ、今お問合せも今のところまだ届いていないということもあってからのことでありました。

これからの展望に向けて、町が捉えている税理士がおられます。町の会計を担務するに、相手、税理士がおりますので、税理士と協議をして、青色申告からこの複式簿記、そのベースとなるような、そういった取組を広く農家の方々に理解をいただけるべく相談をして、協議をして、展望していきたいと、そのように改めて重ねて取り組んでいきたいと考えるものでございます。ご理解のほど、よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　これは、ご承知のとおり、後継者がいるのであれば、これは当然、こういうことを考えることはないのだけれども、我々今先ほど５人の方が83.何がしって言っていますけれども、やっぱり１人の若い人だって、せいぜいやったって30町歩くらいしかできませんというふうな話もあるのです。あと残った分は誰やるのと言ったら、みんな高齢者になってしまうのです。だから、やっぱりそこに農業をやりたいという人たちを呼び込むのには、きちっとした確立したやっぱり組織がなければ、やっぱりうまくないというようなこともありますから。町長、これから税理士さんと協議して、できれるならばこれを、この金額ですから、予算化して、どんどんそういう勉強させて、農業経営に取り組んでいただくということが、私は最高の農業者になろうと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では、私の質問は終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　これで２番、渡邉忠義君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時30分であります。ただいまから10時45分まで休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時45分まで休憩いたします。

（午前１０時３０分）

○**議長（渡邉正俊君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４５分）

◇　北　郷　伯　弘　君

○**議長（渡邉正俊君）**　一般質問を続けます。

次に、６番、北郷伯弘君、一般質問席に移動してください。

６番、北郷伯弘君。

〔６番　北郷伯弘君登壇〕

○**６番（北郷伯弘君）**　一般質問通告書に基づき、質問いたします。

質問事項、イノシシ被害防止電気柵消耗品交換代金の補助について。質問の相手、町長。質問の要旨、2013年当時、福島県営農再開支援事業補助金で、経費は鳥獣被害防止、緊急対策国実施要綱で定める経費とあります。その補助金で、イノシシ被害防止のため町が補助金を受け付けて、作付を再開した生産者へ貸与した電気牧柵機は、あれから11年が経過しました。借りた機械の消耗品の交換等は農機店で取り扱っていて、生産者自らの対応となります。この事業は、１回のみの交付で終わりです。最近イノシシの出没数が増加し始まっていて、果実等へも害獣、害虫が目立ちます。侵入は、放っておくと被害は大きくなるばかりです。しかし、農家の高齢化や空き家、放棄地は増える一方です。このことから、営農再開支援事業電気牧柵機等補助金の見直しを行い、中山間地の耕作や果樹園芸等の農地が減っては10年後の多様な担い手を含め、食を支えることが必要であると考えますが、町長の考えを伺います。

○**議長（渡邉正俊君）**　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○**町長（遠藤　智君）**　６番、北郷伯弘議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、イノシシ被害防止電気柵消耗品交換代金の補助についてであります。

福島県営農再開支援事業を活用し貸与期間中の破損、故障、または損失により生じた費用については借受人が負担することを条件に貸与しております。この福島県営農再開支援事業は、営農休止した面積の６割で営農再開することを目的として取り組み、支援する事業であり、営農再開済みの農地に活用することはできません。一方、中山間地域等支払交付金制度においては、地域の事情に応じて幅広く使途を規定しており、鳥獣被害対策事業の消耗品も交付金の対象となり、電気柵消耗品の交換等の活用が可能となります。今後においても農業の振興を図るため、農家の皆さんからの意見を丁寧に伺い、農産物の被害削減が成し遂げられるよう、補助支援の在り方、効果的な防護方法について国、県と協議し、イノシシ被害防止電気柵の取組に、運用に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　再質問させていただきます。あちこちの話になりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

農地自体はどこでも少なくなってはいるようなのですけれども、これは日本だけではないようで、いろんなマスコミとか何かで聞きます。それともう一つは、これも気象庁さんかな、今年2024年夏の６月、８月は平均気温が平年より1.76度高くなって、23年、去年の夏と並んで最も暑い夏となりました。

そこで、今回の要旨の中なのですが、空き家、いろんな空きありますけれども、空き家、放棄地、の場所は、鳥獣にとって雨風を凌ぐための凌場でございます。私も何度か知識を広め、行いを磨く、目的のための、時々全国の町村会等の委員会へ出席したことがございます。その折に、数件の委員の方との会話の中で、イノシシの被害で困っているとのことでございました。県名を尋ねると中山間地で、海にも近いし山にも近いという共通点が浮かび、分かりました。しかし、我が町は原発被災地で、いち早くその中でも農業を再開いたしました。それとはまた原発、復旧復興のために全国から、全国の労働者の方がここに向かって来ており、そこは全て発電所に向かっているのだなと私は考えております。

鳥獣たちは、作物の多くあるところに寄ってきます。異常な天気や裏年も重なって、中山間地も餌不足が来ているせいなのかなと感じるところでございます。ほかの県なんかのやつもちょっと見ますと、来年かな、2025年度の農林予算編成に向けた要請を提出したようでございます。そういうやつをちょっと見ましたらば、要請では、生産者が営農継続の意欲を持てるよう、１番目に鳥獣害対策を求めているようでございます。有識者が事業効果を検証する政府の行政事業レビューは、批評、評論、諸表、再生加速化交付金の見直し等、企業立地補助事業の終了時期を提案したようです。災害から最後から13年余りが過ぎ、ある一定程度、進んだとの考えがあるとのことであります。

そこで、毎年私たち、広野町と広野町議会合同の強く希望する要望活動の中に、出向くところは復興庁、経産省、環境省、自民党加速化本部関係省庁への要望書を持っての、その要望書の中に、鳥獣害対策を入れていただきたいと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　鳥獣対策における要望の考え方についてお答えいたします。

まず、答弁で申し上げましたように、この中山間支払交付金の制度でもって、令和６年度において、このイノシシの電気柵については貸与できるということの確認の上において対応に当たっているところであります。イノシシの電気柵は町が貸与するということで、国、県からの支援をもってして対応に当たるに当たりましては、令和６年度、この秋の状況を見ますと、ハクビシン、アライグマ、イノシシ等々において、裏年からの農作物が食べられてしまっていると。今空き地の現況が

ある被災地において営農再開してからの現況において、そういった環境にあるというご指摘をいただきました。帰還困難区域を有する場所に往来をする機会をいただいておりまして、その際、常に確認するのは、鳥獣の状況はどうなっているのかということを私は確認をしてきました。双葉８町、帰還困難区域を有する５町村と共に、営農を確かなものとして前進させるための対応の一つとして、鳥獣対策は重要な取組であるということは共通認識の下に、国、政府等に要望活動を繰り返し展開しております。広野町として、自民党加速化本部をはじめとしたその協議の中で、鳥獣に対する支援の継続というもの、確かな営農が再開が確立をするということ、新たな展望がなし得るということについて、要望は繰り返し唱えてきたところでございます。

つきましては、要望書として、できるのかのことについては、再度確認をして捉えていきたいというふうに考えます。イノシシをはじめとした処理方法については、様々な機関、協議体と検討しながら、協議をしながら取り組んでまいりました。これからの広野町の状況において、要望書としてこの文面化するかについては、再度確認、検討して、対応に当たっていきたいというふうに考えます。これまで繰り返し取り組んできた要望については継続をしていくということをベースとして、展望に当たっていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　私の質問はこれ１つで、終わりたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　これで６番、北郷伯弘君の一般質問を終わります。

◇　遠　藤　　浩　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、７番、遠藤浩君、一般質問席に移動してください。

７番、遠藤浩君。

〔７番　遠藤　浩君登壇〕

○７番（遠藤　浩君）　それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

質問事項の１点目、町長の海外出張費についてであります。９月補正予算で海外、ワシントンＤ．Ｃ．、こちらの出張旅費を計上されました。町長の講演は、福島県の健全性や広野町の取組をアピールする効果があると理解しておりますが、以下伺います。

１つ目、講演される大学名と講演内容、その後の行程について伺います。

２つ目、国内では歴史的な円安水準を記録した状況であり、あえて海外の大学で講演をする目的は何なのか、また町長が願う、その後の展望について伺います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　７番、遠藤浩議員のご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、講演される大学名と講演内容、その後の行程についてであります。

米国への渡航行程については、令和７年２月９日から同月14日までとなります。講演につきましては、同月11日に米国ワシントンＤ．Ｃ．にある米国環境法研究所において研究者を対象にセミナーを開催し、同月12日にバージニア州ジョージ・メイソン大学で教員、学生、市民等を対象に講演会を開催します。講演の内容は、『希望の再建、広野町の復興と回復の道のり、「早期帰還」から「幸せな帰還」へ』と題し、東日本大震災から復興状況や未来創造について情報発信を行います。その後の行程につきましては、町の特産品、とんぼのめがね米等のＰＲ、米国環境法研究所での研究、情報発信の展望に取り組みます。同月13日に米国を出発し、同14日に帰国する行程となります。

ご質問の１番目の２点目、あえて海外の大学で講演する目的は何なのか、また町長が願うその後の展望についてであります。町は、平成26年から平成30年の５か年にわたり復興庁の支援を受け、国際フォーラムを５回開催し、第１回、第２回の国際フォーラムにおいて海外招聘者として参加し、町民機関へのアドバイスや仮設住宅において避難する町民との交流をいただいた米国環境法研究所国際部長、カール・ブルック博士より、ジョージ・メイソン大学での講演及び環境法研究所でのセミナー開催について、同フォーラムの招聘者である東京大学大学院名誉教授、公益財団法人日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団理事長、中山幹康氏を介して招聘があり、米国において講演する運びとなりました。国際フォーラムを終えてからも定時的に研究が継続され、招聘につきましてはコロナ禍前より打診があり、住民帰還９割をなし得た町として、東日本大震災から復興状況等について、海外に向けた情報発信を行うものであります。

今後の展望でありますが、広野町復興計画第一次、第二次において、原子力災害を克服し、新たな時代へ発信、展望することを目的に、全人類の英知の結集を掲げ、国際フォーラムを５回開催するとともに、ＯＥＣＤチャンピオン・メイヤーズなどの機会において国内外に情報発信を行ってきました。今回の経済産業省における事業費の支援による米国での講演、セミナーを通して、東日本大震災、原子力災害からの福島・広野町の復興創生の道のり、現状等の情報発信、意見交換を行うことにより、参加者等によるソーシャルメディア等での情報発信、福島・広野町への理解醸成、風化の防止、教訓の継承、関心を持つ関係人口の増加、招聘者との研究、交流継続により、新たな時代の町づくりへの提言、助言を得る機会と捉え、復興創生の町づくりに取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。答弁いただきましたので、１点ほど再質問させていただきたいと思います。

ただいま目的、要望、展望、こちらを答弁いただきました。国際フォーラム、これを機に、そういった関係性深めてというところ、また復興計画で経済産業省ですか、こちらの支援というところで、内容のほうは大体理解しました。５年間こういった国際フォーラム、いろんなご意見等、私も参加もさせていただきましたけれども、広く知識を得られ、また経験もできるという大変すばらしい開催だったなというふうに記憶しております。この被災地においては、やはり現場事故の被災地であるこの町の長が、この福島県の健全性、またこういった取組のアピールをする、こういった効果、やっぱりかなり大きいもの、情報発信としては見込まれるというふうに思っています。

ただ一方で、東日本大震災、また原発事故後、世界各国からいろいろと支援をいただいて、支援の声が上がりまして、特に台湾などのアジア諸国、こういったところからも多くの支援をいただいておりました。被災地が復興に前進している姿、こういったものを支援いただいたその国で発信していくということ、こういったことも感謝の意を示すという上では大変重要なのではないかというふうに感じておりました。それと同じような形で今回も行かれるという内容かというふうに理解しております。また、こうした講演などをきっかけに関係性が深まって、例えば町の中学生、また町民、こういったところの交流というものに発展している自治体もあるようであります。グローバル教育、当町進めておりますけれども、そういった中で、今後こういった関係性を深める国、そういったところでの交流事業、こういったものを町長のほうはどのように考えているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　海外との交流事業の考え方についてお答えしたいと思います。

今般の日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団と申しますのは、内閣府を主管としまして、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、５省が強化をしている組織体であります。そして、日本の環境法研究所という組織と米国における環境法研究所という、その取組が、世界のＳＤＧｓを念頭とした捉えにおいて、大きな話になってしまいますが、地球と人類の将来に向けて取り組まれているということにおいては、この理事長は常に世界を回っておりまして、その間広野町に10回、20回と、関係各位の方と共に、大学の研究者と共に、仙台、東京を中心に来訪されていました。

今、この原子力災害からの福島復興の歩みに際しては、ただいまご提言いただきました被災地の町が世界に向けて情報を発信するというのは、これはとても大事なことであるということであります。それは、ＡＬＰＳ処理水、汚染水・処理水対策協議会はじめ、福島イノベーション・コースト構想をはじめ、国関係機関の組織体がこの被災地でこの十有余年、協議を繰り返しをしてきたわけであります。そういった際に、広野町として、処理水の件についても明確な提言をしてきました。廃炉に向けても同様であります。と同時に、それは何のためなのかというのは、政府、国から被災地の支援を、必要なものを講ずるべきだということを唱えるために取り組んできたものであります。

世界との、今ご質問の交流については、まず広野中学校の生徒においては約100名、カナダの海外交流事業の取組をいたしてきました。現在はコロナ禍を経て、国内における取組に当たり、天栄村のブリティッシュヒルズ、そして地元の東日本国際大学におけるグローバル・デイという取組に当たっています。いわゆる情報処理社会において、その情報をどのように精査をし、それを子供たちの成長に資するものとして捉えていくかについては、これはしっかりと、学校当局をはじめとする関係機関と協議をしながら、有益な展望に当たっていくことが極めて大事であるというふうに日々捉えているところでございます。

ただいまのご質問については、この交流というものはとても大事なことであると。30年、50年、100年先に向けて、やはりこの我々が培ってきた伝統文化というものを受け止めて、未来創造を唱えていく際に、かつ国際研究教育機構が今履行され、令和11年、12年に向かって今展望していく状況にあるわけでありますということで考えるものであります。

１つだけ補足させていただきますが、この渡航においては、いわゆる海外との交流については、これは国、政府、県知事、福島県知事さんが対応を取られている貿易、輸出という制限という厳しい状況があるという状況において、広野町のとんぼのめがね米という、その存在、いわゆる付加価値を高めるということへのＰＲというのは一つの取組であろうと捉えるものでありまして、これはいわゆる既定基準に基づいた安心が担保された食品であるということを自信を持って展望するということ、それは地元の我々被災地が理解を醸成をして、そしてＡＬＰＳ処理水の放出についてもＩＡＥＡの国際基準をしっかりと捉えたもの、このことにおいて各被災地域自治体はそれを唱えて受け止めて協議をして、どのような展望が今我々この地域における必要なものなのかということを唱えてきました。ということを念頭として、行程については、到着したその日から終えた日、その終えた日すぐに帰省をするという行程で、先方では、本来であるともう一つ研究所がありましたが、セキュリティーの関係からそれは今回は見送りし、必要な、コンパクトで効果的な効用を図るということを捉えての行程とさせていただいているところでございます。

ということで、交流というものの展望を、今般の取組から、新たなまた展望が引き継ぐことができるよう、誠心誠意取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。今回のこの町長の講演を通して、我が広野町の復興状況、これが広く発信されますことを期待しておりますし、ちょっと質問のあれとは違うのですが、とんぼのめがね米、これぜひＰＲをしていただきたいと思います。私も特栽米の生産者でありますので、ぜひそこはお願いをしたいと思います。１点目については終わりたいと思います。

次に、質問事項の２点目に移ります。街路灯、防犯灯の設置状況についてであります。町民の方々から、町内を明るくしてほしいとの意見をよくいただきます。当町の課題解決に向けた取組について伺います。

１点目、現在の街路灯及び防犯灯の設置数を伺います。

２点目、過去５年間の設置実績を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の２番目の１点目、現在の街路灯及び防犯灯の設置数についてであります。街路灯については、345基設置しております。内訳は、国が国道沿いに設置した街路灯が44基、福島県が県道沿いに設置した街路灯が８基、町が公園や町道沿いに設置した街路灯が229基、商工会が商工会加盟店付近に設置した街路灯が64基となっております。防犯灯につきましては、595基の設置をしております。

ご質問の２番目の２点目、過去５年間の設置実績についてであります。この間、街路灯については整備が整っている現況にあり、実績はございません。防犯灯については、令和元年度が中央台、築地地区内に９基、令和２年度が岩作、前川原地内、ほか４か所に14基、令和３年度が岩作、苗代替地内ほか４か所に20基、令和４年度が中央台、高萩地区内ほか４か所に11基、令和５年度が岩作、石名坂地内ほか１か所に７基となっており、合計61基設置しております。防犯灯につきましては、行政区長及び学校などからのご要望に基づき、現況を確認し、必要性を踏まえて設置している現況にあります。今後も町民の生命と身体及び財産に危害を及ぼす犯罪の防止並びに夜間における道路歩行者の通行の安全を保持し、犯罪のない明るく住みやすい町づくりに向けて、防犯灯及び街路灯を適時適切に設置していきます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。街路灯、防犯灯、町民の皆様との意見交換会、今年度も開催しておりますけれども、そういった中でも、真っ暗な道を下校する中高生たちが話題になります。交通事故や犯罪に巻き込まれることを心配する声というものをいただいておりました。

以前に2016年、議会答弁で庁内に街路灯は102基、防犯灯は513基、商工会設置の街路灯が64基、合計で679基設置されているというふうに答弁されております。加えて、実態調査を踏まえ、年次計画を立て、設置していくという町長の答弁をいただいておりました。ただいま今日の設置数見ますと、合計ですけれども、271基ほどが増えているということになります。確かに年次計画の中でしっかり設置をされてきたのだろうというふうに実感しております。そうしましても、町全体を明るくするというのはなかなか不可能でありますので、いろいろとご意見聞きますと、教育の丘周辺、また中高生の通学路、こういったところを重点的に設置してはというふうに声が上がっております。これまで年次計画立てながら設置してきているかと思うのですが、この設置場所を決める際の、どのように決めているのかというところを１点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　設置に当たっての捉え方、基準等々についてお答えしたいと思います。

ただいま未来学園の周辺地域におけるご指摘をいただきました。未来学園が開設したのは令和の元年でありまして、令和の元年に６基、令和の３年に９基、令和の４年に６基、令和の５年に４基、そして令和６年度、今期、この12月の議会に上程をさせていただいております10基がありまして、それを含めると14基を計画しておりまして、トータルで令和元年の３基を入れて42基となります。その展望等は、その設置の方向ですけれども、まず街路灯と防犯灯がありまして、防犯灯は顔の方向性が見える範囲の中でという１つの定義があります。顔の向きが分かる範囲、顔が見える範囲、防犯灯、それも生活感の中で学校の通学路とか、また生活のエリア帯であるとか、そういった対応があります。ただいま冒頭申し上げましたように、街路灯については整備が整っているということで、ここ５年間は実績はございません。いわゆる道路整備が行われた場合には、その道路整備に併せてするという運びとなりますが。いうことにおいては、町民の方々、未来学園の場合はＰＴＡの方々含めて、学校当局含めて、協議をしながら、年度ごとに取組をしてきたところでありまして、ついては、令和６年度を捉えて、そのニーズを捉えてしっかりと対応していくとともに、運営するに当たってはタイマー方式を入れて、夕方の５時から９時までと、その間10時までと、一定の時間をタイマー方式で防犯灯を光らせるということをして安全を確保する、そういったことを検討しながら、その設置というものを捉えていくということを念頭とするものでございます。

関係各位の方々、生活の安全にしっかりと資することができるよう、場所と、その求められるその現況と、人々の往来する環境が変わる可能性、方向性もありますので、そういった状況を見定めながら、担当課と連携を図りながら、各課担当が連携を図りながら、住民の安心安全を確保するという展望に当たっております。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。これやっぱりしっかり整備はされてきているのですよね。設置はされていると思います。それでよしという話ではないのですけれども、状況によって見方というのはやっぱり多少変わってきますので、暗いという、暗い町だというそのイメージ自体が、やっぱり個人によって違うというところ、これは仕方ないのかなというふうに思うところであります。先ほど町長の答弁にもありましたアカデミーの保護者さん、そういったところでも話をしていると。実際にそこの夜道を歩くのは中学生、高校生の当事者ですから、そこに例えばアンケート等を取って、こういったところに設置してもらいたいというようなこと、これは年次ですから毎年ということになるかと思いますけれども、そういった継続の中で、場所を絞って設置していくのも一つの手かなというふうに思いますけれども、こういった取組、なかなか難しいでしょうけれども、しっかりやっていただければ、胸を張ってと言うのはおかしいですけれども、しっかりやっていただいて、やっているという、相互の理解というものが深まってくるのかなと思いますけれども、

過去にこういったアンケート等を子供たちに取ったというような実績はあるのでしょうか。そこだけちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　防犯灯についてアンケートという取組をした経緯は特段ございません。ただ、学校生活を送るに際して、やはり要望等々は様々な形でお話をいただいております。そのお話がいただけるという体制をしっかりと堅持するということが大事であって、そういったいわゆる意見交換ができるという風通しをしっかりと大切にすると。関係各位との対応を大切にするということを捉えて、例えば今の話であれば、ＰＴＡのほうから要望書を頂いたという経緯もございますというふうに、お話がいただけるという環境をつくりつつ対応に当たっているという現況でございます。防犯灯において、喫緊なる体制を整えるための、そういった書類等のやり取りはございませんが、重点的に子供たちの環境エリアのエリアスペースであるとか、例えば駅の東側の開発に伴って行くエリアであるとか、また駅の西側の変革をしていく場所であるとか、そういった事案事象の変化において適時的確に対応できる、そういった対応の在り方をしっかりと大切にしながら対応してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。この町内で、例えばそういった子供たちが交通事故、あるいは犯罪に巻き込まれると、これはもうあってはならないことですので、そういった抑止、あるいは予防という中では防犯灯、街路灯ですか、こちらはやっぱり有効だというふうに思っております。こういった子供たちの安全安心を守る取組、しっかりと継続していただきたいと思います。２点目については終わります。

次に、質問事項の３点目に移ります。行政職員の就業管理についてであります。行政職員に労働基準法が適用されないことは承知しておりますが、以下の内容について伺います。

１点目、条例、規則に基づき、任命権者が職員に与える休憩の定義を伺います。

２点目、昼時間の各課窓口対応について伺います。

３点目、庁舎内職員が休憩を取る環境整備の取組について伺います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の３番目の１点目、条例、規則に基づき任命権者が職員に与える休憩の定義についてであります。

休憩の定義は、地方公共団体においても労働基準法が適用され、職員が休憩のため、労働から完全に解放されることを保障されている時間と捉えております。

ご質問の３番目の２点目、昼時間の各課窓口対応についてであります。昼時間の各課窓口対応で

ありますが、来庁者や電話があった場合、各課内に在籍する職員が柔軟に連携、対応に当たっている現況にあります。

ご質問の３番目の３点目、庁舎内で職員が休憩を取る環境整備の取組についてであります。現状において、庁舎内で職員が休憩を取ることが可能な休憩室はありません。労働安全衛生規則第613条において休憩設備を設けることは努力義務となっておりますが、会議室等の利用などを含め、職員が休憩を取る環境を整備することにより、職員が休憩を取ることが可能な体制の確立へ取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　再質問を幾つかさせていただきます。

まず、１点目についてですけれども、休憩の定義、やっぱりこちらは同じだというところで、拘束されない時間であるという解釈になろうかと思います。拘束を受けるわけではありませんので、休憩時間とする時間、これはある意味職員の自由行動というものを取っても問題はないというふうに思うわけでありますけれども、その理解でよろしいのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　労働基準法に基づく休憩の定義についてお答えしたいと思います。

休憩を取るということの法的な根拠において、それは例えば45分とか、１時間とか、それは明確にこの自由は担保されるというように捉えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。ちょっと質問のあれが、自由に行動できるというところで、その時間であれば庁舎外に出ても問題はないというふうに理解しました。ありがとうございます。

２点目なのですけれども、各課窓口の対応、先ほど柔軟に対応していますというところで答弁いただきました。ただ、町民の方々からは、割と自分たちの職場の昼時間に合わせて窓口等に用事済ませるために行くと。そういった中で、今現状は自席で職員の方々皆さんお弁当を食べているという状況かと思います。こういったところで食事している手を止めて、わざわざ出てきていただくと、ちょっと申し訳ないという声もいただいていますし、ちょっと気の毒だというふうに感じるので、逆に昼時間に行くのを控えているのだというような方もいらっしゃいます。ちょっとした気づきといいますか、業務の改善といいますか、民間であれば時間をずらして、そういった中で窓口の休憩時間をずらして、それぞれに公平に休憩時間を与えるというような対応も取っておりますけれども、現状それでいくと、今現在庁舎内でそういった各課体制が取れないのか、あるいはそういった業務運用というか、いうものもできるのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　休憩時間の体制、今ご指摘いただきましたように、例えば１つの課にＡ班とＢ班を分けて、そして時間をずらして対応できるという体制の取り組み方、これも１つにあると捉えるものです。また一方、現状においては、安全衛生規則に基づいて、これは労基法に基づく法令でありますけれども、そこは50人を超えた場合、女性が30人を超えた場合においては休憩室を設けるという努力義務が求められております。ついては、これまで検討してきた取組でありますが、旧庁舎に休憩室を設けたいと。それで、そこで男性女性がしっかりと休める環境をつくるということを展望していきたいという協議をしてきました。

これは運用の在り方になりますけれども、今被災地からこの復興事業においた際、勤務時間内で終了するということがなかなか厳しい状況がこの14年の時間経過の中でありました。それを打破しなければいけないということにおいては、ちょっと補足しますが、今職員の休暇取得については、令和５年度で約10日、取得に今平均値、令和６年度はそれよりも上がると受け止めております。８時、５時という定時の中において業務が遂行できる体制をつくるということを捉えてからのことでありまして、ついては健康診断等々においても、福島県の59、市、町、村の中でも広野は真ん中よりもよい成績を今捉えていることがあります。やはり公僕の職員が、公務員としての職員が、しっかりと住民自治に当たり、この復興創生に当たるということについて、納得をして業務を遂行していただく展望することが何より重要ということでありますので、ついては今、再生から創生という第２期から第３期に今移行する、この時期を捉えて、機構改革も捉えているところでありますが、しっかりとその体制を確立していきたいと、そのように念じているものでございます。

これは今役場庁舎としてご質問いただいているわけでありますが、町内には社会福祉協議会も、また外郭、その発注者としての責務があります。その取組においては、一応この定義、規則に基づいて、ひとしくその職員の人権をしっかりと守るということを捉えて、今社協においても念頭としながら、対応に今、確立に向けて当たっているところでございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩議員。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。今答弁いただいたので、環境整備についてちょっと質問しようと思ったのですけれども、先行して町長のほう説明されていましたので。環境整備、機構改革になるのですか、そういったものも含めて、やはり必要なのではないかというふうに思います。復興から再生にという中で、これまで多忙の中で職員の方々やられてきたかと思います、仕事のほう。そういった中で、庁舎なりのそういった使用方法というものもある意味理解しない中で、というのは、例えば自分たちはどこで休んで休憩を取ればいいのだと、あるいは休憩時間とする中で自分たちが庁舎外に出ていいのかというところ、そういったのも多分グレーの中で仕事を捉えてきたというところも感じております。近年、自治体も対象とする健康経営、こちら県のほうでも推奨しておりますけれども、そういったところで職員が休憩を取る。休憩を取るということは、心身

ともにリフレッシュをしてもらう。そういった気持ちの切替えの中で午後の仕事に向かうというところで、環境を整えるというのは大変重要なのかなというふうに考えております。

そうした中で、こういった不安といいますか、疑問といいますか、こういったものが結果的に職員の方々のストレスになってくるという、これは民間でも一緒ですけれども、そういったところのリスク管理で排除ではないですけれども、やっぱりそこはしっかりとやっていく必要があるのだろうなというふうに思います。

今健康経営という話出ましたけれども、こういったものを取り入れるというのは結構意識も変わりますし、周りからの見られ方というものも大分変わってきます。ちょっと私も認識がないのですけれども、今現在、町、自治体のほうで参加されているのか、あるいは参加していくというようなお考えがあるのか、ちょっとそこだけお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　ただいまの南双サービス株式会社、御社におかれましては、健康の取組に福島県内において表彰されているのは伺っておりまして、改めて敬意と取組に対する深甚なる学びを学びたいと、そのように考えるものでございます。

健康経営に関する取組においては、今現在、町としては、今捉えているもの、考えているところにはございません。南双サービス株式会社、御社が捉えられている健康展望というものを学び、受け止めて、そしてこの官と民、民と官、やはり官民合同、民官合同という、その連携というものを受け止めていきたいと、そのように考えるものでございます。私はかねてより話を申し上げているのは、職場においては、これは職責、その果たすべき使命感、使命といいますか方向性というものが様々にこの在り方としてございます。国、県、そして市、町、村という、この公的な対応に当たる、住民に当たる際の展望、これについては法に照らしてしっかりとそれは遵守すると、定義に基づくということにおいて、今ご指摘いただきました御社における取組を大切に念頭としながら、水平展開をしていきたいと、そのように考えるものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩議員。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。やっぱり長く健康で仕事をしてもらう。結果、それが町民、行政サービスの向上というところにつながっていくのだろうというふうに考えております。ぜひ環境整備また改善というものをしっかり推進していただいて、活力ある行政職員の方々の活躍というものをぜひ見れるようにこちらも期待をいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　これで７番、遠藤浩君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は11時40分であります。ただいまから13時まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認め、よって13時まで休憩いたします。

（午前１１時４０分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

◇　高　木　光　雄　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、３番、高木光雄君、一般質問席へ移動してください。

３番、高木光雄君。

〔３番　高木光雄君登壇〕

○３番（高木光雄君）　３番、高木光雄です。よろしくお願いします。

それでは、一般質問通告書に沿って質問させていただきます。その前に一言述べさせていただきます。私は、昨年11月の広野町の議会選挙に立候補しまして、町民の皆さんの支援をいただいて当選させていただきました。その結果、こうして昨年に引き続いて一般質問させていただいています。ちょうど議員になって１年たちました。この間、議会の仕組みとか、あるいは議員としての役割、あるいは執行部のいろんな事業とか、イベントとか、そういったものの内容、あるいはそれらを実際やっている役場の皆さんの組織、あるいは体制、そして東日本大震災、あるいは福島第一原発の事故から13年と９か月過ぎたのですけれども、その辺の広野町の現状を町民の立場と、あるいは議員の立場という目で両目でちょっと見てきました。いろいろ、町民の９割は戻ってきたのですけれども、現実また400人、戻ってきていないというのも現状です。そういったこと、１年間いろいろ、まだ課題はあるのかなというようなことで見てきましたので、そんな中、今日は２つほど質問をさせていただきます。

それでは、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。まず１つ目ですけれども、質問事項としまして、町民へ公募している町長への手紙について、質問の相手は町長です。質問の要旨としまして、町執行部では、町民の要望、意見等を行政へ反映するためにあらゆる方法を取り入れています。そこで、手段の一つとして広野町全世帯へ配布、公募している町長への手紙の現状について伺います。

（１）、公募開始以来、町民より年間何通くらい届いて、それらをどのようにしているのか伺います。

（２）、提出先は広野町長、遠藤智様へとなっていますが、まずは総務課で内容を確認後、最終的には町長自らが目を通して判断し、提出者へ返信していると思います。そこで、町長が特に行政運営に参考になった提言等を伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　３番、高木光雄議員のご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、町民より年間何通くらい届いて、それらをどのように処理しているのかについてであります。

平成27年２月から町民の皆様との対話を重視し、町政に反映させることにより、幸せな帰町を成し遂げるために、毎月11日を町長との懇談の日として設け、30回の懇談を実施してきました。さらに町政運営の向上に資するため、広く町民の町政に関する意見等を聴取することを目的として、広野町長への手紙、事業を平成28年４月から開始し、対面意見交換の方法から、提案者の負担軽減の観点より広野町長への手紙等事務取扱要綱に変更し、取り組んできました。町長の手紙は、事業開始から平均、年約20通、これまで延べ154件寄せられております。寄せられた意見及び要望等の内容を課長等会議等により、情報を共有、精査、協議し、担当課と共に回答書を可能な限り直接提案者のご自宅まで届け、説明する対応に当たっています。

ご質問の１番目の２点目、特に行政運営に参考になった提言等についてであります。町長への手紙の内容につきましては、生活再建事業、町民バスデマンド事業、地震発生有事の原子力災害避難、ラジオ受信対応、災害公営住宅の運営、道路の維持補修、教育施設等の防犯灯の設置や植栽の維持管理など、生活環境に直結した案件が多く、対応可能な案件については速やかに対応している現況にあります。また、特に行政運営等に参考になった提言等は、国、県、広域的に関する事業をはじめ、庁内様々な分野、多岐にわたる取組において生活再建支援事業の確立、防災減災の行動規範の手順書、防災マップの策定、ラジオ受信体制の確立、不妊治療助成制度の創設、教育の丘における通学路の防犯灯整備等に当たっている現況にあります。今後においても町政運営の向上に資するため、広く町民の町政に関する意見等を聴取し具現化することを目的として、広野町長への手紙事業を展望してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　説明ありがとうございます。今町長の手紙の平成28年の４月からということで、もう６年、７年目に入っているかと思うのですけれども、この内容に関しては今いろいろ説明あったのですけれども、基本的には町長にじかに来たものなのか、あるいは各課のほうに各課にやってくれというふうに来ているのか、その辺をちょっとお聞きしたいのと、件数が大体年間20通ということで、154件ということなのですけれども、これに関しては、徐々に、ある程度ずっとならして減ってきているのか、あるいは多くなってきているのか、その辺の現状をちょっとお伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　手紙の取扱いについて、まずご説明申し上げます。

手紙の取扱いについては、町民と執行者がダイレクトに意見交換による自治、これは地方行政における身近な業務運営に当たる、そういった展望に当たるものでありまして、平成28年から始める以前の平成27年においては、ただいまご説明申し上げましたように直接対話によって対応してきました。平成27年の事情、状況においては、帰還が全く届かない不透明な状況にあった。その際に、様々な苦悩、避難生活からの不安等々のお話を、様々に、あることにおいてお話を直接伺うということを捉えてから、１年が過ぎた際にこれは30回取り組んできました。その30回取り組んできた方々の話をしっかりと受け止めてまいりました。千葉県から避難されている方がわざわざ電車に乗って来られたということが発生しまして、それでは負担者、提言、お話をされる方に負担がかかるということで、すぐさまこの取扱要綱を手紙という形で、書面でもって変更したものであります。そのことによって、ただいま冒頭申し上げましたいわゆる地方自治、いわゆる避難生活を余儀なくされてからのふるさとに帰れないという状況からの様々な難題課題をダイレクトに受け止めていく。当時は、国内でも唯一の自治体であるというふうに受け止められました。その趣旨は、今ただいま申し上げたとおりであります。

２つ目としまして、その取扱いについては、これは町長にダイレクトに入ってまいりますので、この取扱要綱においては個人情報等々の適切な管理というものをしっかりするということが要綱に定められておりますので、その要綱に基づいて捉え、取組しているところであります。この対応の在り方をちょっと補足させいただきますが、ただいま申し上げたように、この現況というものを管理職員等々がしっかりと正面に受け止めるということが大事であるということで、その在り方に基づいて、地方自治として何が求められているかということ、そのことを共有して、その問いかけ、課題等、問題等について捉えることについては各課等々横の連絡体制の下で対応に当たるということであります。そのことをもってして、私がこの責任を果たすべく当たるというものでございます。

今現在の件数については、件数をちょっと今申し上げます。154件の中で、平成28年が22件、平成29年度が14件、平成30年が27件、令和元年が16件、令和２年が20件、令和３年が11件、令和４年が22件、令和５年が22件ございます。平均して約20件の要請要望が、問いかけが、春夏秋冬を通して、年を通して、今環境が変化していくという復旧再生の取組の中において、今13年と９か月が経過をしているという現況での状況にあります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。今、各年度には大体平均して20件なのですけれども、これに関して町が、年度ごとの当初、４月とか５月に、いろいろ町も町長以下執行部で町民の声を聞くと。聞くために、行政区長会議とか、あるいは住民説明会とか、いろいろして、今年度はこうしますよ

というようなことを言っていると思うのですけれども、それがこれだけ毎年あるということは、それらが住民のほうに、やはり町のやっているやりたいことが直接伝わっていないというのがあるのかなと思うのですけれども、その辺に関して、今冒頭で最初のときは対話式でやったということなのですけれども、対話式ですと直接そこで町長から、意見を申し出た人の顔色を見ながらやっているのですけれども、手紙となると、これなかなか私なんかも手紙書く機会がなくなってきたのですけれども、やっぱり手紙を出すと、自分で書くときに、こんな書き方したら、町長に出したら町長何て思うのかとか、やっぱり手紙なので相手のことを考えてしまう。そうすると、対面式よりは何かちょっと、わあっと言いたいのだけれども、少し控えて言おうとか、何かそういうのが手紙のやり取りになってしまうのかなということで、私この件数が年間20件あるということは、やはりまだまだ町に対していろいろ、内容的にはいろいろあるのでしょうけれども、やっぱり少しは不安とか、不満とか、そういうものがやはりあるのかなと。毎年20件あるということは、これがだんだん減ってきているってあるのであれば、今町長がこの11年間やってきた中でいろいろ行政のことが理解されて、町民も少しずつ不満がなくなってきたのかと思うのですけれども、その辺が毎年ある、それでやっぱり手紙ということに関して、やっぱりそれをなかなか住民も何か書きづらいとか、何かそういうのもあるのかなと思うのですけれども、その辺どう思いますか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　まず、手紙形式について申し上げたいと思います。

この時空、空間が経ることにおいて、その質問の内容というものは、やはり様々な分野、多岐にわたっておりまして、２年後３年後変わった事象に対する質問が当然ありまして、いわゆる復旧再生という復興に対するものと、戻ってきてからの生活に対するこの質問と、やはり日々の生活において、いわゆる執行者に対して、責任を取るべき相手に対して申し述べるというのは、まず手紙という形式におけるこの約20通というものの物理的な数字については、これはいろいろな意見等々を見る中においては、これは同じ方が繰り返すということではなくて、広く広く様々な方々にご意見とご質問いただいているという現況からするに際しては、まずこの形式における数というものについては、一定程度、20件というのが平均値に来ているというのは理解はしているところでおります。

重ねて、書く方が、今度手紙方式において書く方が、場合によっては長い文章で書いていただく方もいますし、非常にダイレクトに短い文章でこれをすべきであるとか、これを直すべきであるとかというふうに、直截的に日本語文字化して記録していただいている方もおられます。いうことについては、手紙のやり取りの文化といいますか体制については、隔月に１度の割合で広報ひろのに差し込んでいただくという受け止めについては、今ただいまおっしゃっていただいたように13年と９か月が過ぎて、まだ１割前後の方が帰還をなし得ていただけない現況にある体制については、町民の方々の生活において帰還をなしてからの日々の生活の変化における対応について求めていくというものが、一定程度、この落ち着いた感で整然と、この町の行政執行に対して受け止めていただ

いているというふうに受け止めつつ、かつ建設的な意見等々についてもありがたく正面に受け止めて取り組んでいるという現況にございます。

２つ目として、直接面会した経緯が１年間あったのです。日にちを決めて、時間を決めて、そして事前にこの登録をいただいて、内容において担当課長と一緒にというふうな姿になる、取組になるわけでありますが、そこについては一定程度理解をいただきながら履行されてきたという経緯を踏まえて、今13年と９か月が経て、改めて今このご指摘をいただいた件につきましては、春夏秋冬の12か月が過ぎる中で、例えば上期と下期とか定時的に特定の日を設けて町民の方の意見を伺っていくというのも大事な線、捉え方だということを今ご指摘をいただきまして、今改めて受け止めた次第でございます。つきましては、これまでの課長等会議を経て、そして各課長等の皆さんがそのコメントを作ってくれていますので、対応して今おりますので、意見を聞きながら住民自治に対する対応に当たっていきたいと思います。

今14年目の歩みが、3.11を過ぎると今度は15年目の歩みになります。15年目の歩みになりますと、その時点で16年目からは岩手、宮城が終えるという今在り方になって、福島が16年目以降に向かっていくことにおいて、町の自治の在り方、町民の声をどのように受け止めていくか、それは原理原則、住民説明会全体の説明会が今取組をして、行政区長会議も上期と下期と、数を上期と下期と増やして、声に寄り添っていくという体制を取られてきたものでございます。そういったことを総合的に俯瞰して、直接お声を対面式で表情を見ながら会話をしながら住民自治に当たるという、そのことについては検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄議員。

○３番（高木光雄君）　承知しました。手紙よりは、本来やっぱり対面式でやったほうが、やはり直接分かりますから。

それで、手紙を154通と、これに関しては差出人に何らかの形で全て返答していくとしているのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　匿名という手紙もございます。匿名の手紙の方にはご返事を出すわけにはいかないので、それはございません。匿名の中にも、匿名は匿名として、建設的な意見、町に対する激励の意見等々いただいております。当然ながら、批判をいただく内容もございます。それは、本当に、本当にごく一部でありますが。そういった自由闊達な、対面方式ではない、個々人の意思において直接町長宛てに差し出しをいただけるということは、そこには一つの有効的な効用があるのだというふうに受け止めておりまして。お名前ある方については全てお答えをいたしております。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。

あと、これに関してはちょっと最後になるかと思うのですけれども、手紙ですと、これほかの自

治体なんかもやっているのは、例えば役場の玄関のところに目安箱的なもの、あるいは広野ですと集会所とかに、そういうところにポストを作って、どんな小さなことでもいいから、手紙ってなると、やっぱりいろいろ考えてしまうのだけれども、何かちょちょっと書いて、ちょっと入れてくださいというようなやり方もあるかと思うのです。やはり手紙もいいことなのですけれども、その回収方法というか、やっぱりこの辺は改善すべきかなというふうに、私個人的にはそう思いますので、その辺を意見を聞くチャンスとして、してもらえれば、私としてはちょっといいのかなと。去年の前回の９月の定例会の最後のときも、町長の挨拶でこういった広野町長への手紙を含めてですよ、いろんな意見を町民から聞くというふうにたしか最後に挨拶されましたので、今回改めて３年以上たって、本当に町民から、いろんな小さなことも含めて、もっともっとこれからどんどん、どんどん、私最初課題というような話をしましたけれども、ちょっとあるかと思うので、この辺はいろいろ町のやっていることもさらにさらに何回も繰り返し説明するようにして、あと意見に関しても必ず意見として、匿名は別として、来たら必ずその人に関しては、来ました、手紙ですから必ず返事すると思うのです。返事しないと、相手の方も何だ俺にはよこさないのかとか不満も持ちますから、そこは必ず差出人はいついつこうします、こうしましたというのを必ず連絡してもらえれば、そういった手紙の数も少なくなるのかなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

これで１つ目の質問は終わりまして、一応２つ目の質問にさせていただきます。２つ目としては、質問の相手は副町長でございます。質問事項としましては、広野町行政機構改革検討委員会について。質問の要旨ですけれども、広野町行政機構改革検討委員会は、10月31日に委員長を務めました杉浦副町長から遠藤町長へ提言書を提出したというふうに、11月の初旬ですか、そういった報じられました。町長は、その中で来年度からの具現化、実行へ検討していくというふうに述べております。近々にこういった提言の詳細内容を発表すると思いますが、基本的な事項を３点ほど伺います。

まず１点目は、広野町行政機構改革検討委員会のメンバーは、役場職員より人選されたのか、あるいは外部からも人選されたのか、人選基準も含めて伺います。

（２）として、今回の行政機構改革は、業務分掌と事務分掌の見直しかと思いますが、特に重視した改革点と、現状組織が大きく変更になる点を伺います。

３つ目として、副町長が福島県職員及び他自治体の副町長を経験したことを踏まえて、今回の行政機構改革検討委員会をどのように牽引してきたのかを伺います。

○議長（渡邉正俊君）　副町長、答弁。

登壇を許します。

〔副町長　杉浦孝幸君登壇〕

○副町長（杉浦孝幸君）　３番、高木光雄議員のご質問につきまして、ご質問の２番目の１点目、広野町行政機構改革検討委員会のメンバーは役場職員より人選したのか、あるいは外部からも人選し

たのか、人選基準についてであります。広野町行政機構改革検討委員会は、広野町行政機構改革検討委員会設置要綱に基づき町職員で構成することとなっており、委員長には副町長、副委員長には総務課長が充てられ、その他の委員には、今回課長補佐相当職15名が町長より任命されました。委員の選任に当たっては、行政経験が長く、今後の町の幹部職員として活躍していただく課長補佐がふさわしいと考えまして、町長に伺いを立て、了承していただきました。また、同要綱には、委員長が必要と認めれば委員会に委員以外の者の出席を求めることができるという規定がございます。私は昨年まで広野町の行政に携わっておりませんでしたので、委員会の議論を行う外部の方の出席を求めなくても十分提言は取りまとめられると考えたところでございます。

ご質問の２番目の２点目、特に重視した改革点と現状組織が大きく変更になる点につきましては３点申し上げます。まず１つ目は、全庁的なＤＸ化を俯瞰し、町全体として全体計画を策定するとともに、横断的な調整役としてデジタル推進室を設けることにしました。２つ目として、復興企画課の復興建設係を建設課に移管し、課名を企画振興課に変更することであります。３つ目としては、空き家対策について、空き家の活用は建設課、空き家の管理、特定空家の除却は環境防災課が所管することといたしました。いずれにしても、今回の審議結果につきましては、あくまで町長への提言であり、実際には町長がその是非を判断し、条例改正など議会の同意を経て実施に移っていくものと理解しております。

ご質問の２番目の３点目、今回の行政機構改革検討委員会をどのように牽引してきたのかについてであります。私は、これまで約40年間の勤務経験から、組織とはその時代の団体法人に求められる需要に応じて変化し続けると学びました。今回７年ぶりの委員会設置に当たり、広野町を取り巻く社会環境について、住民ニーズの多様化に伴い、各種制度が複雑化し、また地方分権推進に伴い町の業務が増加しており、少子高齢化に起因する人口減少と、これに伴う人材確保の課題が顕在化していると考えました。それらに対応するためには、組織を見直すだけにとどまらず、仕事の進め方も改善すべきと考え、先ほど申しましたデジタルトランスフォーメーションの推進による業務効率化にも言及したところでございます。また、組織を動かすのは人です。そのために、議論を進める委員の積極的な提案を進めることで職員の士気を高めることに留意しつつ、委員、さらには担当課の納得の下、提言書をまとめることが重要と考え、丁寧に委員の合意を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　説明ありがとうございました。先ほど設置要綱というのは、ちょっと私知りませんでした。すみませんでした。

今、設置要綱に基づいてやるということで、17名ですか、課長、副町長以下。私、前々、昨年の12月ですか、のときもこういった組織上のことで、町長一般質問しました、そのときも、いろいろ

やはり、今最後に副町長がお話ししたように、これを動かすのは人なのです。あくまでも人なので。その人が、先ほど前回、前々回質問したときには、平成23年のときに、今いる在職の人は何人いますかって言ったとき、50人たしかいるというふうな質問でした。ですから、その方の、今課長が多分今回のこのメンバーに入ったと思うのです。ということは、私、外部からの、１回くらい外部から招いてやるのかなというふうに思っていたのですけれども、よく考えてみますと、先ほど副町長が述べたように、１か月就任して２か月後に言われたわけですから、多くの課長さんから見れば外部からというようなことで、それで町長もほかの副町長も経験された県職のＯＢということで、そういった意味では改革のタイミングがそういったことではちょうどよかったのかなというふうに思います。

そういったことで、何点かちょっと質問したいのですけれども、一回も、この６回くらい協議したということなのですけれども、これに関しては何かもうちょい改革ということなので、もうちょっと長く期間が必要ではないかなというふうに、回数とかそう思ったのですけれども、これはあくまでも10月の末に提言しなければならないということから含めて、月１回くらいの開催になったのでしょうけれども。それで、先ほど３点くらい変わったということなのですけれども、これで副町長としては、委員長としてこれでもう十分なのか、あるいは先ほども申しましたけれども、これをまずたたき台にしていろいろ改善していきますという、その辺もう一度ちょっとお願いしたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　答弁、副町長。

○副町長（杉浦孝幸君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、時期について申し上げます。今回初めから10月の終わりを提言の時期と考えました。その理由はですけれども、組織をいろいろ変えますと、組織はつくってそのまま終わりということではなくて、先ほど言いましたように行政ニーズに対応しまして組織があることから、そのニーズに対応するために予算というものを考えなければいけないということで、役場の新年度当初予算の策定時期を考えますと、11月から実際に策定にかかるというふうに聞きましたので、10月末の提言書の取りまとめということで目標にいたしました。

それと、進め方の６回という委員会の開催でございます。月に１回程度やりまして６回ということではございますが、物によりましては全体の17名の委員会に諮らないで、私の部屋に来てもらって関係課の関係の委員、あるいは総務課長とか入れて、全員を介したのは６回ですが、その他その委員会に、また次の委員会にまとめるための打合せというのは結構な数で行っておりますので、今回の委員会の回数というのでしょうか、審議はある程度尽くされたと、このように考えているところでございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　それでは次、この（２）についての質問の、先ほど３点ほど改革しますとい

う話だったのですけれども、私がちょっと変だなというふうに思ったのは、復興企画課、復興建設係の事業部分を建設課のほうに移行するということなのですけれども、私これ逆かなというふうに思うのですけれども。というのは、私やはりこの町のいろいろな、いろんな変わりますけれども、いろいろ全部大切です。大切なのですけれども、やはり町の大きな意味のかじ取りというか、そういう課というのは企画課かなと思うのです。企画課となれば、企画課というのは物をいろいろ立案します。そのときにどうしてもお金が幾らかかるのかと、立案イコールお金。お金幾らかかってもいいということではないと思うのです。ですから、私は逆に企画課のところに、やはり立案する人と、それをきちっとお金もどのくらいかかるのだかという、この２つがあって初めて企画立案というのがどんどん進んでいくのかなというふうに思うのですけれども、ここを今建設課のほうに移行するということなのですけれども、それは今後改革の中で復興課と建設課、そういったこと両輪でやりますということであればいいのですけれども、何か私はもともと企画課のところにあったほうがやっぱり。私もいろんな現場とか何かやっていて、やっぱりここを分けてしまうと、立案だけするけれども、お金幾らかかるのか分からないって。今のあれだと、企画課って今５人しかいないですよね。分からないですよ。これがまた補充してするのか分からないですけれども、何かそこのところが私１点だけちょっと引っかかったのですけれども、どのような考えか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　副町長、答弁。

○副町長（杉浦孝幸君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、復興企画課の復興建設係の事業、業務、それを建設課に移行する判断というのでしょうか、状況を少し申し上げますと、復興事業についてはおおむね全体像が見通せたというところが１点。また、その事業量が往時というのですか、最盛期に比べて、徐々にではありますが減少傾向にあるということ。そして、一番私が思ったのは、役場職員の中で、事務職もおりますけれども、いわゆる技術の土木、建築に関する知識がある職員というのは数が限られてございます。それらのことを考えますと、建設課に土木に関する知識の豊富な人材を集中させることによりまして、業務の効率化を図って、それで全体の仕事をうまくやっていくのが相当だなと、こう考えたところで、先ほど申し述べました復興企画課にあります復興建設係の業務を建設課に移管するということを提言するに至った理由でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。私も実は建設関係で50年間やってきたのですけれども、やはり一番役所として大切な、午前中渡邉議員が農業関係のふるさと納税関係の話もちょっとしていましたけれども、農業関係と建設関係というのはやはり、今副町長言ったように、土木課のほうに建設課の技術者的に少ないと。これは、絶対に建設課と農業関係にはほとんどが専門職の立場です。やはりここに、幾ら例えば農業関係の農業従事に町民がいるとしても、やはり役場のそこが、窓口になる人がぴしっと農業に関してある程度専門知識。土木もです。土木で建設関係も、例えば道路

を造りました、維持管理します、建物を造りました、維持管理します、これらの中身を知らないと、維持管理できないです。ですから、私は建設課と農業関係は専門職的なことを。これも前回町長が会計年度とか、そういったものを採用するというような話しされましたけれども、やはりここはある程度期間を長くして、やはり町の農業関係、あるいはそういう建設関係に関しては、本当にその町の農業あるいは建設関係と対等に町の今後のことですか、そういったことをここの部署にはある程度、考えておられるのでしょうけれども、それは人事、人間の配置でしょうけれども、私はそういうふうに、ここの２部分に限っては長期間にある程度専門的な者を置いて、それで町の農業関係とか建設関係、そういったものをやっていけばいいのかなというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　副町長、答弁。

○副町長（杉浦孝幸君）　人事の配置につきましては町長の専権事項でございますので、議員の意見をそういう意見があるということで参考にさせていただきます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　これで、ちょっとこれは質問ではないのですけれども、これで私の質問は終わりにしますけれども、やはり私ここ１年間ずっと議員の立場として町役場環境を見たときに、やはり公務員というか、これ悪いことではないのですけれども、言葉として前例踏襲ということがありますよね。前例踏襲、要するに今までやってきたやり方、これイコール前例です。それをそのとおりにずっとやるのが踏襲ですよね。そういった言葉ってよく役所の関係、これは民間でもあるのでしょうけれども、そういう言葉ってよく聞きます。やはりそのためには前例……去年やったことをやるというのもいいのです。聞いてやるというのもいいのですけれども、やっぱり先ほど言っていたのは、適材適所の中で職員が去年とはちょっと変わったことをやろうと、前例踏襲ではなくて。だけれども、そこをやるためには多分勇気が要るのです。いや、ちょっと去年と同じことやればそのままできるのだけれども、ちょっと提言しようとか何かすると、そこには何かちょっといいのかなというような、そういうこともあると思うので、その辺を副町長がここの約６か月７か月かけて、いろいろ役場の職員、課長とかいろいろ話ししてきたと思いますから、その辺をもう少し、もう少しですよ。やっぱり広野町をよくするというように、職員同士、末端の人もやるように、前例踏襲をちょっと改定してもらえたらいいのかなということで、そういったことを町長には少し改革の目で見てもらって、していただければいいかなというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（渡邉正俊君）　これで３番、高木光雄君の一般質問を終わります。

今期定例会における一般質問者として議長宛て提出がありましたのは以上の４名であります。

これで一般質問を終わります。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第１日目の日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日は午前９時から会期２日目を開きます。

ご苦労さまでした。

（午後　１時５０分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡　邉　正　俊

署名議員　　西　内　玄　太

署名議員　　北　郷　伯　弘

第 4 回 定 例 町 議 会

(第　2　号)

令和６年第４回広野町議会定例会会議録（第２日）

令和６年１２月１３日（金曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第６７号　広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第　３　議案第６８号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第　４　議案第６９号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第　５　議案第７０号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第　６　議案第７１号　工事請負契約の締結について
日程第　７　議案第７２号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第６号）
日程第　８　議案第７３号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第　９　議案第７４号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第１０　議案第７５号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第１１　議案第７６号　令和６年度広野町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１２　委員会の閉会中の継続調査の申出について

○出席議員（８名）

１番	西本久雄　君	２番	渡邉忠義　君
３番	高木光雄　君	４番	渡邉正俊　君
５番	西内玄太　君	６番	北郷伯弘　君
７番	遠藤浩　君	８番	門馬まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤智　君
副町長	杉浦孝幸　君
教育長	根本良政　君
参事兼総務課長	飯島洋一　君

参事兼 復興企画課長	小	松	和	真	君
産業振興課長	黒	田	泰	将	君
建設課長	松	本	周	次	君
参事兼 環境防災課長	遠	藤	義	宏	君
健康福祉課長	佐	藤	尚	文	君
参事兼 こども家庭課長	坂	本		淳	君
参事兼 町民税務課長	猪	狩	裕	一	君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智	恵子	君
教育次長兼 学校教育課長	加	賀	博	行	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介	君
代表監査委員	鯨	岡	公	一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻	介	君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第４回広野町議会定例会第２日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

７番　遠　藤　　浩　君

８番　門　馬　まりえ　さん

を指名いたします。

○議案第６７号　広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、議案第67号　広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　おはようございます。議案第67号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和６年度福島県人事委員会勧告に伴う福島県議会議員に係る期末手当の支給割合の改正に合わせ、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第67号　広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議案第６８号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第68号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第68号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和６年度福島県人事委員会勧告に伴う福島県特別職に係る期末手当の支給割合の改正に合わせ、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第68号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議案第６９号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第69号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第69号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和６年度福島県人事委員会勧告に基づく職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定に関し、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第69号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議案第７０号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第70号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第70号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和６年度福島県人事委員会勧告に基づく一般職員の給与月額の改正に合わせ、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第70号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議案第７１号　工事請負契約の締結について

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第71号　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第71号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、広野町ラジオ受信障害対策基地局等設置工事の入札を、去る11月27日に執行いたし、株式会社ＮＨＫテクノロジーズ仙台総支社が落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　それでは、ラジオ受信の障害ということで、私どもの地区、南沢地区は沢になっているものだから、全然ラジオなんかは聞こえないし、当然テレビなんかも共同アンテナですので、そういうところは全て今回の事業でカバーできるのかどうかということをお伺いしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

今回の整備に関しては、令和５年度で実施設計を行って、放送エリア、どこにアンテナを設置すれば難聴が解消されるかということで調査をし行っているものでございます。議員おただしの南沢地区はどうなのだというところでございますが、そちらもカバーできるということで、今回の子局３か所の整備によって、ほぼ町内全域がラジオが聴講できるというような環境になるというふうに捉えてございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　大変強いお言葉いただきまして、これはこれからのラジオ文化が新しく聞こえるというようなこと、楽しみにしております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　確認のために質疑させていただきますが、こちらの受電施設、鉄塔の設置によって、ほかの集会所施設だったりとか、あと樹木とかの管理等に支障がないことは確認できているか確認させていただければと思います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えします。

そういった環境に配慮した部分につきましては、令和５年度の実施設計のほうで全てクリアにな

っているということでございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第71号　工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議案第７２号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第６号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、議案第72号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第６号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第72号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ507万7,000円を増額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、財政調整基金費の減額計上、防犯交通対策費、地域振興対策費、老人福祉費、障がい者福祉費、児童措置費、予防費、母子保健費、林業振興費、観光費、防災対策費の増額計上のほか、福島県人事委員会勧告に基づく人件費の増額計上となっております。

歳入の主なるものは、負担金、国庫負担金、国庫補助金、県負担金、県補助金、特別会計繰入金などの増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

（参事兼こども家庭課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

（参事兼環境防災課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　お諮りいたします。ただいまの時間は９時57分であります。質疑の前に、ただいまから10時15分まで休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時15分まで休憩いたします。

（午前　９時５７分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時１５分）

○議長（渡邉正俊君）　議案第72号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第６号）の内容の説明が全て終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　それでは、18ページ、19ページの中段、障がい者福祉費の扶助費、これを見ますと補装具ということになっているので、これらについては障害児の方がどういう状態かちょっと分からないのですが、その説明と、その方が今度いわゆるこども園のほうにもつながった形で、そちらに入所するというふうに感じているのですが、そのときに今度またその状態、今までの記憶だと補装具つけて入園したというのちょっとあまり記憶ないので、それで舗装をつけたまま入園したときの先生方の対応ということも流れが出ていくのだろうと思うのですが、まずこの扶助費の障害者のほうの状況というのの説明は、この場ではできないということなのでしょうか。ちょっと伺います。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

今回計上いたしました補装具費につきましては、成人の方の補装具でございます。義足等につきまして、今回高額なものとなってしまいまして、そちらの計上でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ちょっと私、障害児というふうに読んだものですから、これは子供かなという解釈してしまったものですから。大人なのですね。了解しました。では、こども園のほうは関係、その人は全然関係ありませんよね。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

成人の方のものでございますので、こども園には関係ない方でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。

では最後に、そうするとこども園のほうの障がい児対策費ということは何ら、あくまでも今の園児のものであって、補装具というのは関係はなかったということでよろしいのですよね。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○参事兼こども家庭課長（坂本　淳君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

21ページに載っております障がい児対策事業費というのは、あくまでも発達支援事業所への通所費でございますので、健康福祉課の先ほどの予算とは関係ございません。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　まず、６ページの債務負担行為及び31ページ、防災対策諸経費、この辺についてちょっと質問させていただきます。

説明の中で防災対策諸経費420万円、こちら３割の前払いということでお話をされていました。それと1,400万円、こちらが限度額ということでお話しされていたと思うのですが、まず1,400万円からの420万円の支払いということでよろしいのかと、あと先日、私たち全協のほうでお話を聞いている中で、回答の中で、概要というか、物の仕様とか、そういったものについては分からない、まだ目測というか、概算が立っていないという中で、1,400万円という限度額いっぱいというお話なのですが、これはどのように算出されるとこの金額が計上されているのでしょうか。２点お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問１点目の債務負担行為の金額の関係、それと補正額との関係ですが、今回、防災の

駅の基本計画の策定ということで、計画全体にかかる費用として1,400万円算出しております。こちらの債務負担行為につきましては、この事業が今年度、６年度と７年度にわたるものですから、今年度この議会でご議決をいただきまして、その後契約をした際に、例えば1,400万円という事業費であれば1,400万円の契約を結ぶわけですが、その後、前払い金として受注事業者のほうから請求があった場合には３割だけ前払い金として払える中身になっておりまして、それで1,400万円の３割に相当する420万円を一般会計の補正予算のほうで計上させていただいております。こちらの1,400万円につきましては、この後、令和７年度予算の中で、また1,400万円予算のほうは計上する形になります。こちらの1,400万円については、万が一６年度で受注した事業者のほうから前払い金の請求がなかった場合には７年度において1,400万円払えるような形にしなくてはならないので、そちらのほうでも1,400万円取るような予定でおります。万が一そうなった場合には、今回補正する予算については、今年度が終了する時点で落とすというような形で考えております。

それから、２点目の今回の1,400万円の算出の根拠ということになりますが、今回防災の駅の基本計画の策定に当たりまして、こういった基本計画等を策定している事業者から見積りのほうを取り寄せました。見積りのほうを取り寄せまして、そういった中で、今回防災の駅で３地区、３つの防災エリアがございますが、そういったところに係る、導入に係る機能の検討ですとか、あとはそれぞれの施設の施設規模、設備性能の検討、それから施設の配置及び動線の検討、施設イメージの検討、概算事業費の算出等、様々な項目に基づいて事業費のほうを積算をいたしまして、それを合わせて今回1,400万円ということで計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。１点目のほうの前払い金のほうについてのお話は十分理解できました。

２点目のほうですが、先ほど説明の中で、これ２年、令和６年から令和７年度にかけて基本計画の策定を依頼するということになります。令和６年、今12月補正、これ今やっているのですが、これは令和７年からでは駄目だったのでしょうか。債務負担行為をして、こういった形でやらなくても、令和７年度までかかるのであれば、令和７年度の当初でもよかったのではないか。ちょっと急ぎ過ぎなところも感じられます。先ほど２点目の説明の中でありました検討とか、そういったものが見積り依頼かける中で含まれている、それが主になっていましたが、そういったものももっと庁舎内、私たち議員等々加味して、そういったところも話し合ってからこういった行為が行われてもよかったのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまのお話ですが、今回の基本計画策定業務委託料の計上に当たりましては、本年10月１日

及び30日に開催をされました議会全員協議会の席におきましても町側からご説明いたしておりますが、基本計画、今回の基本計画イコール基本設計、実施設計というわけではなくて、基本計画でまとめた施設規模や概算事業費などを基に防災の駅整備事業の諸条件を検証、分析し、具体的なコンセプト、デザイン、仕様、概算事業費など事業方針を定めた上で、改めて議員の皆様にご説明し、ご質疑をいただきまして、ご理解、ご納得をいただいた上で、基本設計、実施設計へと進めていくものと認識しておりまして、そういった時間を設けるためにも今回６年度で予算を計上させていただいて、令和７年度の中で議員の皆様からご質疑をいただきまして、各防災エリアにおける整合性や方向性なども見定めながら、必要なものを無駄なく効果的に配置していきたいという考えから、今回計上に至りました。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　分かりました。

では、ちょっと私聞き逃していたら申し訳ありません。令和７年の、これは委託はいつまで、期間はいつまでを予定していて、私たちに見せられる、示してもらえるのはいつ頃の予定に今ご計画されているのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今現在、今回６年度で予算を上げさせていただいて、７年度予算についてはこれからということで、具体的に通常であれば、７年度予算であれば令和８年の３月末までということになるわけですが、そちらのほうもまだはっきりと決まってはおりません。ただ、業務委託をかける中で、早めに成果品のほうは納めていただいて、その後議員の皆様のご意見等をいただくような期間を設けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今の質問に関連してなのですけれども、私も今西本議員が言ったように、ちょっと早いのかなというふうに思います。というのは、今折木地区の、前にも言っているのですけれども、土砂採集地区変更協議業務委託ということで、今年の４月の１日に契約している約1,000万円の工事であると思うのですけれども、この業務は工期はいつまでなのですか。ちょっと分からないですけれども、やはりあそこの道の駅の業務委託がきちっと成果品を上げてもらって、あそこをどうするという許可をもらってからこの次の段階に上がる、進むというのが、私はそういうことだろうと、例えばこの変更業務委託が、例えば来年の３月だとすれば、その成果がちゃんと県のほうから、いついつ許可がこういうことで下りましたということから、次の段階に入るべきかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　ただいまの高木光雄議員のご質問にお答えいたします。

現在進めております折木地区の林地開発の変更協議の進捗状況につきましては、土質の調査のほうが完了いたしまして、そちらの結果に基づいて岩盤が出ている硬質な岩盤のところ、そちらのほうののり面の成型、その後ののり面が崩れないようにするための保護の工法等の検討をしている段階であります。こちらの事業につきましては、来年の12月末までに工事のほうを完了させて、林地開発を完全に終わらせるということのスケジュールで進めていまして、７年度の当初予算で工事費のほうを計上したいというふうに考えております。

設計の時期につきましては、令和７年の３月31日までの工期となっております。

説明は以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　やはり３月なのですね、これに関しては。ですから私は、３月であればきちっと県ののり面とか何かがどういうふうにすればいいということが決まれば、あそこの土地をどういうふうに使っていいというふうになると思うのです。そこを曖昧にして、今あそこを次の段階に移しますというのはちょっと危険な賭けというか、そういうふうに、いや、今の見通しですよ。今の見通しで３月といったら、すぐもう成果品としてはほぼもう上がってくるのかなと思うのですけれども、その辺をちゃんとある程度はもう大丈夫だと、開発の行為ももうやり直しして大丈夫ですよということがある程度、もうこちらで、役場のほうで、執行部で把握して、それから今回のこの業務を発注するということであればいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　３番、高木光雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

全員協議会においてご説明を申し上げてきました。ただいま環境防災課長並びに建設課長が答弁申し上げたとおりでございます。まず、２度にわたる全員協議会でご説明申し上げ、おおむね総意としてこの展望についてはご理解いただけたものと、こう受け止めたところでございます。様々なご指摘はございますが、これまでの経緯を踏まえて展望するに当たっては、前議会における速やかなる防災に関する説明をすることということをご指摘いただいておりまして、特別調査委員会が終えてから時間を刻んでまいりました。いうことにおいては、ただいま林地開発のご指摘いただきました。その概要についても、繰り返しとなりますが、防災に関する必要なコンセプトを最大限に抑えて、基本的な設計を組むためには、また時間を要するということについて、年度初めの予算立案というものも当然考えたものでございます。どのタイミングか、それともまた１年先に送るのか考えました。全体の進捗を踏まえた際に、実施設計に基づく基本設計がこれまでの時間を要して、質疑、検討してきたことにおいては、東日本大震災に遭遇しており、復興の経緯、経過の中において、駅の東側における再開事業というものを事例に引き出しをしてご説明申し上げた経緯がありますが、まずこれまでの時間を要してきたコンセプトにおいて、概念計画において、基本設計という基

本的な設計業務を予算の概要というものを形化させていただきたいということにおいては、震災から十有余年が経過しておりますけれども、この時間の軸の中において、時間を大切に捉えてといいますか、有事の際を念頭にして、その基本となるもののみについては着手をさせていただきたいということを捉えた際に、６年、７年という、７年先に向けていくという、設計、基本という基本事項だけはさせていただきたいというところでございました。

繰り返しになりますが、全員協議会でご質疑をいただきましたことは正面に受け止めて、きちっとその一つ一つを捉えて、ご理解いただけるような形でもって基本の設計に当たるということは申すまでもございません。時間を有することについては、もっと早くならないのかということも、時間をおいて、そういったことも随分繰り返し協議をしてきました。震災から15年が経過をしようとする。20年に向かうに際して、そういったベースとなるデータというものを立案、形化させていただきたいと。そのことは、10年、30年、50年先に向けていく基本的なデータとして、町の資産として届けていきたいということからでもあります。そのことは、実施設計を行わなければ実務は一切できませんので、それは全くイコールではないというのは大前提に捉えておりまして、これまで、これでまとめますが、様々な防災に関する取組をしてきました。津波もそうですし、地震もそうですし、国と県当局における見直しを十有余年の中で繰り返しやってまいりまして、被災地の復興、再生という取組を当たってきたところにおいて、震災以前の駅を中心とした東側、昭和の時代から、平成を迎えて、そのデータというものが実にきちっと先輩各位の職員の方の尽力から、速やかなる再生がなし得た、その教訓を受け止めて展望していくものと捉えているものでありますので、12月に計上させていただきましたことについては、質疑応答をいただきながら、懸念事項等々は正面に受け止めて、真摯に誠実に捉えておりますことにおいては、全協は何のために開くかは、これは総意をいただいてからのことでありますので、そうでなければ計上１つも計上することはできませんので、そういった観点において計上を捉えさせていただき、これからの時間経過の中でご説明を必要に応じて、町民からの意見等々も時間空間を過ぎてから、様々に防災に関するご意見等々もいただいております。これまでの経緯ございます。前議会の皆様はじめ今回に至るまで、そのいろいろなご意見をしっかりと時空、時間軸の中において形化することを通して、目的となる町民の命と生活を守るということを俯瞰していくことを念頭として、今般12月に計上させていただいた次第でございます。先走ってやるという、急いでやるという、そういった捉えではなく、これまでの、繰り返しとなりますが、様々なご意見をしっかりと受け止めて、基本となるものだけは捉えさせていただきたいと。それを財産、資産にして、その先、時空空間の震災の20年、30年先、50年先に向けて、この教訓と、この道のりの経緯というものをまとめ、形化するという基礎データを願いたく当たった次第でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○**３番（高木光雄君）**　町長の言うことは分かります。私は、今、前回の全協のときにも事業費幾らかかりますかって多分聞いたと思うのです。今回、設計料が今1,400万円って出てきました。通常、通常ですよ。例えば給食センターも６億円の仕事で、設計費が2,000万円ですよね。やっぱり工事費の３％くらい。これを逆算すると、この工事って４億円から５億円かかる仕事になると思うのです、これが今1,400万円だとすれば。ですから、私は、今町長も言ったように、一つ一つ、どうしても何か急いでいるようにしか感じないのです。ですから私は、先ほど言ったこの申請の、検討、協議というのが、いいですよ。これがもう検討いろいろ打合せして、もう80％大丈夫だと。大丈夫だということだったら、私この計画を反対しているわけではありません。だから、ひとつここをぴしっと、その変更計画が県の許可下ります。これがもう80％大丈夫ですよという確信を得て、そこからいけばいいのではないですかということで、それで今1,400万円で、それでそれを計画そのものを２年度にまたがるって、あと３か月の話ではないですか。ですから、何もそこは私も別に新しい年のことやりますよといっても、３か月くらいとは言わないですけれども、それでも私はいいのかなというふうにちょっと思います。これに関しては、ほかのいろんな原因の考えもあると思います。私自身は、そういうふうに、例えばこの変更計画が本当に80から90％で大丈夫だということであれば、私はいいと思います。

以上です。

○**議長（渡邉正俊君）**　そのほか質疑はありませんか。

３番、高木光雄君。

○**３番（高木光雄君）**　この説明書の27ページ、６款２項の２目の林業振興費で、細目２の森林環境交付金事業で、森林病害虫等防除事業委託費ということで、これに関してはもう実際に害虫の木とかいろいろあるかと思うのですけれども、こういったものはもう実際調査が終わって、それに対する費用なのでしょうか。あるいは例えば町民の方から、ここをやってくださいというようなことも含めての委託料というふうに考えていいのでしょうか。これはもう決まってしまったものなのか、あるいはこれからも追加も含めて、そういったことも含まれた金額ということかお伺いします。

○**議長（渡邉正俊君）**　産業振興課長。

○**産業振興課長（黒田泰将君）**　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

森林病害虫防除事業委託料につきましては、町内全域の調査を行っているものではないのですけれども、各地区の町民の方から要望等を踏まえて実施している状況です。あと、我々のほうでも把握したものについては順次当初予算等に反映させて取り組んでいる状況にあります。

以上でございます。

○**議長（渡邉正俊君）**　３番、高木光雄君。

○**３番（高木光雄君）**　承知しました。もし町民の方からこの辺をやってくれということであれば、追加も可能だというふうに理解しましたので、以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○動議の提出

〔「議長、５番」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　本議案について、地方自治法第115条の３及び広野町議会会議規則第17条第２項の規定により修正動議を提出いたします。

○議長（渡邉正俊君）　ただいま西内玄太君から令和６年度広野町一般会計補正予算（第６号）に対する修正動議が提出されました。

これについては資料が提出されておりますので、皆さんに資料を配付いたします。

暫時休議します。

（午前１０時４７分）

○議長（渡邉正俊君）　再開します。

（午前１０時４９分）

○議長（渡邉正俊君）　ただいま５番、西内玄太君から議案第72号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第６号）に対して修正動議が提出されております。この動議は、地方自治法第115条の３の規定により成立いたしました。

提出者５番、西内玄太君の修正案の説明を求めます。登壇の上、説明を求めます。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　それでは、議案第72号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第６号）に対する修正案につきまして説明をいたします。

それでは、まず提案の理由につきまして説明をさせていただきます。資料の３枚目をお開き願います。提案理由でございます。

本件の広野町防災の駅基本計画策定事業に係る債務負担行為については、令和６年10月１日開催の広野町議会全員協議会において、町から当議会に町が構想する内容の説明がありましたが、それに対して複数の議員から必要性等を疑問視する意見が上がっておりました。

令和６年10月30日開催の全員協議会にて再度説明がありましたが、10月１日に上がった意見は何ら反映がされておらず、説明の内容はほとんどが同様のものであり、町が構想する内容についての疑問は解消されておりません。

費用をかける前に、引き続き構想を精査すべき段階であり、現時点で令和７年度に1,400万円も

の金額を限度とする債務負担行為補正を行い、その上に前払い金を想定した増額補正を行ってまで、早急に支出を義務づける契約を締結すべきではないと考えます。

以上のことから、本件について議会の総意を問うべく、本議案から広野町防災の駅基本計画策定事業に関する歳出予算補正及び債務負担行為補正を削除する修正動議を提出します。

続きまして、内容につきましてご説明いたします。資料の１枚目をお開き願います。内容でございます。議案第72号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第６号）の一部を次のように修正する。

第１表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

２款１項総務管理費、補正前の額、９億8,215万円、こちらは修正ございません。補正額、マイナス6,376万8,000円を5,956万8,000円に改めます。合計９億1,838万2,000円を９億2,258万2,000円に改めます。これによりまして、総務費は補正前の額、17億4,523万1,000円、こちらは変更ございません。補正額につきましては、マイナス5,635万7,000円を5,215万7,000円に修正をいたします。これによりまして、合計を16億9,307万4,000円に修正いたします。

次に、９款１項消防費につきまして、補正前の額、３億140万円、こちらは変更ございません。補正額、552万3,000円を132万3,000円に修正します。合計を３億692万3,000円を３億272万3,000円に修正します。これによりまして、消防費は補正前の額、３億140万円、こちらは修正ございません。補正額は、552万3,000円を132万3,000円に修正いたします。合計が３億692万3,000円を３億272万3,000円に修正します。こちらの内容につきましては、消防費に計上されておりました基本計画策定事業委託料の420万円を全額減額し、総務費の財政調整基金を増額することで調整するものでございます。

第２表債務負担行為補正を削除する。下表を御覧ください。こちらの債務負担行為補正を全て削除する内容となります。

次のページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書となります。歳出、２款１項６目財政調整基金費、修正のあるところだけ報告をさせていただきます。補正額、マイナス7,181万9,000円をマイナス6,761万9,000円に増額します。これによりまして、合計が２億7,862万2,000円から２億8,282万2,000円に修正します。一般財源として、マイナス7,181万9,000円からマイナス6,761万9,000円に修正となります。

金額でございます。説明の内容についても同様となりますが、財政調整基金費、財政調整基金積立金のマイナス7,181万9,000円からマイナス6,761万9,000円に修正となります。

次に、９款１項５目防災対策費につきましては420万円の増額補正予算を全額減額するものとなります。これによりまして、合計が補正額、552万3,000円から132万3,000円に修正となります。これによりまして、合計が３億692万3,000円から３億272万3,000円に修正となります。一般財源として、552万3,000円から132万3,000円に修正となります。

修正案についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより本修正案に対する質疑を行います。

７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　提案理由読ませていただきました。その中で、町が構想する内容についての疑義は解消されていないということです。これ全協のほうで２回ほど我々説明を受けたかと思います。捉え方というところもあるのかなと思いますが、私自身は町側の方向、方針あるいは方向性というものの説明だったというふうに理解しております。イメージ的な写真と物という中での説明資料はありましたが、具体的にここに何をというのははっきりは言っていなかったと。それは当然出せないのです。先ほども町長のほうからも答弁等ありましたけれども、きちっと基本設計立てない限りは町は説明できませんので、先ほどの予算という中身も、本来であればきちっと物事が決まってから予算を取っていくと。ただ、それでいくと時間がかかるので、前もってというところの理解というふうに私は捉えています。ですので、疑問が解消されない、この構想する内容というところは、実際には方針、方向性のみの質疑だったかと思うのですが、そこは提出者はどのように考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ただいまの質疑についてなのですが、私として町の方針の説明だったものに対して疑問が解消されていないということについての考えというか、認識というところで合っています。そういうことですと、構想自体については町が考えるものでして、当然我々議員一人一人が言ったことが全て町側で反映されるとは思ってはおりません。ただ、全体を通しまして必要性を問う意見が複数、約半数の議員から上がっているのを受けて、町側で１日の説明については一旦持ち帰って、内容を精査して、再度説明をするということだったにもかかわらず、再度ほとんど同じ説明を10月30日に行っております。そちらについて、こちらから示した必要性等について何ら説明等は、こういう理由だからこれは必要だとか、そういった細かい説明がないままに予算が提案されたことに対して、疑問が残ったまま予算の採決に入ってしまっているという認識でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。まず、全協での説明、これに関しては方針、方向性という行政の側の考えというものが示されたというふうに私自身は理解しておりました。予算がと提出者はおっしゃいますけれども、当然これ構想、ここ、理由のほうには引き続き構想を精査すべき段階でありという提出者の意見もありますが、実際に構想していくものの中で、お金がかからないで決まっていくことはないです。予算を取らないと行政自体も動けないということですので、それでいくと全協等での持ち帰ってというところ、これは実際にはそういったいわゆる基本設計とするところの具体的なものが示されていたわけではありませんので、その構想等も含めて今期予算組みをして進めていくのだろうというふうに理解をしておりますので、本来であれば前もって説明が

あれば一番よろしいのでしょうけれども、行政側も出せないという状況の中での話なのかなというふうに理解しております。

この費用をかける前に引き続き構想を精査すべきだというところなのですが、これ、ではその精査をするところはどこと捉えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　それでは、ただいまのご質問に回答いたしますが、まず前段の部分ですが、構想されたものでお金がかからないものはないだろうというところで、予算がないと構想自体も進んでいかないだろうということではありますけれども、こちらから指摘しているように、構想の段階でやる、やらないを決めることができるものはあると思います。例えばですけれども、防災の駅の整備と銘打っておきながら、二ツ沼公園のほうのコミュニティー施設ということで、ウッドデッキの整備などの計画、構想等も上がっております。こちらのほうは、要不要を問わず、防災の駅整備事業ではなく、二ツ沼公園の整備事業の話として議論すべきものかなというふうに思っております。具体的なものは示されていないというお話ではありましたけれども、そういったものは、こちら側に説明があった以上、当然策定業務の見積り段階のほうではそちらのほうを検討する仕様のほうになっているとは考えております。

すみません、もう一点あったかと思うのですけれども……

〔何事か声あり〕

○５番（西内玄太君）　精査をすべきところはどこかというところですけれども、そちらについても多数ございますけれども、まずは先ほど述べましたウッドデッキです。二ツ沼公園のウッドデッキ、こちらは防災効果、一時退避してきたとしても、夏は虫の話もありますし、冬はとても屋根つきとはいえウッドデッキで一時避難できるような施設にはなり得ないかと思います。それに付随して、防災の駅の防災以外の部分で、通常時使用というところではあるのでしょうけれども、観光ＰＲの施設とか、それから再度二ツ沼公園ですけれども、こちら多数レストランもありますし、フラワーパークのほうで休憩所のほうにも加熱機器等あると思いますが、こちらに炊き出し施設、近くにはもちろん農産物加工室もございますし、この炊き出し施設のほうを検討するとなっているのですけれども、こちらお金かける前に、要らないという話できると思うのです。こういった部分について、明らかに予算要求に含めるべきものではないものについては再度構想を見直して、最初から切っておくことで、基本構想の作成業務委託料も減らしていくことができると思います。なので、こういった部分で構想のほうを再度見直して、予算を議会のほうに提案していただければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の順番は、最初に原案に賛成者、次に原案及び修正案に反対者、次に原案に賛成者、それから修正案に賛成者の順で行います。

まず初めに、原案に賛成者の発言を許可します。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　私も議員１年生なので、この動議というのを初めて今、ちょっとびっくりしているというか、そういうことなのですけれども、私も先ほどちょっと質問した段階では、やはりこの件に関しては、私何回も言いますけれども、一つ一つ、どうもこの問題に関してはやはり防災拠点道の駅が発端になっているので、あそこに関しては何回も言いますけれども、そこの変更計画的なものがきちっとできてから、ある程度の見通しが立ってから私は次の段階に移ったほうがいいというふうに思いますので、今こういった動議も出ましたけれども、これに賛成します。

○議長（渡邉正俊君）　次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可します。

７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　反対でいいのですね。

○議長（渡邉正俊君）　次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可します。

○７番（遠藤　浩君）　原案及びですか。

○議長（渡邉正俊君）　はい。

○７番（遠藤　浩君）　すみません。

○議長（渡邉正俊君）　ないですか。原案及び修正案に反対者の発言を許可します。

〔何事か声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　ありませんか。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　次に、原案に賛成者の発言を求めます。ないですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

本事業は、補正予算、債務負担行為等で上げるのではなく、しっかりと時間をかけて当初予算に計上すべきものでございます。提案理由でも申し上げたとおり、予算をかける、金額をかける前に内容をしっかり精査した上で、しっかりと金額を計算してから着手に入るべきだと考えますので、本修正案にぜひとも賛成いただけますよう、議員の皆様の賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

暫時休議します。

（午前１１時１４分）

○議長（北郷幹夫君）　再開します。

（午前１１時１８分）

○議長（渡邉正俊君）　これより議案第72号　令和６年度広野町一般会計補正予算を採決いたします。

まず、本案に対する５番、西内玄太君から提出された修正案について採決いたします。

採決は起立によって行います。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数（賛成３名、反対４名）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数（賛成４名、反対３名）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議案第７３号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第８、議案第73号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第73号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ62万4,000円を増額いたすための提案であります。

歳出につきましては、償還金のほか、福島県人事委員会勧告に基づく人件費の増額計上となっております。

歳入につきましては、一般会計繰入金の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第73号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議案第７４号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第９、議案第74号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第74号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ186万2,000円を増額いたすための提案であります。

歳出につきましては、認定調査等費、一般会計繰出金のほか、福島県人事委員会勧告に基づく人件費の増額計上となっております。

歳入につきましては、一般会計繰入金、雑入の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第74号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議案第７５号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第10、議案第75号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第75号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ４万5,000円を増額いたすための提案であります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金、一般会計繰出金の増額計上となっております。

歳入につきましては、納付金還付金の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第75号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議案第７６号　令和６年度広野町下水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第11、議案第76号　令和６年度広野町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第76号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳出について30万3,000円を増額いたすための提案であります。

歳出につきましては、収益的支出のうち手数料、福島県人事委員会勧告に基づく人件費の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第76号　令和６年度広野町下水道事業会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡邉正俊君）　日程第12、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長からは所管事務の調査のため、議会運営委員会委員長からは所掌事務の調査のため、広報委員会委員長からは議会だよりの企画、編集及び発行に関する事務のため、広野町議会会議規則第75条の規定により、総務文教常任委員会は広野駅周辺開発について、給食センターの改修について、所管施設の調査について、産業厚生常任委員会は所管施設の調査について、林業専用道路整備事業について、議会運営委員会は本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について及び議長の諮問に関する事項について、広報委員会からは議会だより編集について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び広報委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○閉会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会に先立ち、町長より挨拶があります。

町長。

○町長（遠藤　智君）　定例会を終えるに際しまして、一言ご挨拶を申し上げたく存じます。

ご質疑を通して、ご指導、ご教示、ご指南を賜りましたこと、誠にありがとうございました。修正案がご提出されましたことにつきまして重く受け止めて、全員協議会を正面に受け止めて、総意の在り方をしっかりと受け止めてまいります。ご議決を賜り、令和６年度の取りまとめに向けて、町民の安寧な生活、そして安心して安全に暮らせる生活の基盤を捉え、真摯に誠実に力を尽くしてまいります。

皆様とともに年末から年始に向けて全町民の皆様の被災地で活動いただいている皆様のご多幸と

ご健勝とご隆盛を心からご祈念を申し上げます。賜りましたお言葉、お言葉に深く感謝と御礼申し上げます。大変にありがとうございました。

○**議長（渡邉正俊君）**　以上をもって令和６年度第４回広野町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前１１時４１分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡邉　正俊

署名議員　　遠藤　浩

署名議員　　門馬　まりえ